ISSN　0918 －6190

倉敷の歴史

第26号　　２０１６年３月

論　　文

備中岡田藩主による領内巡見とその特質
—代替りの巡見を中心に—　……立石　智章　（1）

商標公報からみた児島の繊維産業史
—足袋・腿帯子・学生服の商標を中心に—　……難波　知子　(19)

ノ　ー　ト

本太城主「能勢修理」のこと　……畑　　和良　(36)

肥後国に奉納された玉島石工の狛犬　……藤原　好二　(46)

聞き書き倉敷の歴史

反骨心からの歴史学　……太田　健一　(56)

史 料 紹 介

倉敷市福南山神社所蔵の木堂関係史料
—五・一五事件直前の親書を中心に—　……太田　健一　(67)

史料群紹介

倉敷市指定重要文化財倉敷義倉文書　……山本　太郎　(76)

アラカルト

備中岡田藩「大目附役日記」に見る「格制」と「職制」　……西　　隆志　(87)

倉敷の「ひやさい」　……間壁　葭子　(90)

展示会記録

平成二十七年度資料展示会　事件でみる倉敷の幕末維新　……　(93)

報　　告

平成26年度歴史資料講座　……　(106)

平成27年度古文書解読講座　……　(107)

新刊紹介　投稿要領　歴史資料整備室日誌　……　(108)

倉　敷　市

備中岡田藩主による領内巡見とその特質
―代替りの巡見を中心に―

立石智章

はじめに

備中岡田藩伊東家は、備中国下道郡内を中心に、美濃国池田郡内・河内国高安郡内・摂津国豊島郡内に朱印高一万三四三石[1]を有した、外様の織豊取立大名[2]である。居城を持たず、下道郡内に居館を置いたが、その場所は服部村字谷本・二万村高見帯刀邸・川辺村土居屋敷・薗村中村屋敷と変遷する。元禄十四年（一七〇一）以降は岡田陣屋（現在の倉敷市立岡田小学校所在地）に移り、明治維新に至った。藩主は、初代長実以来十代を数える。

歴代藩主のうち、十八世紀以降の六代の藩主たちは、史料上「巡見」あるいは「巡在」[3]と表記される下道郡領内村々への巡見を行った。しかし、これまで備中岡田藩に関する著述[4]のなかで、このことに触れたものはない。

近世における領主の領内巡見や給主の知行地への「御下」に関する先行研究としては、落合延孝・渡辺恒一・高野信治各氏等の著書・論考が挙げられる[5]。これらの論者は、巡見や「御下」には、統治する領地の確認や、家臣団との主従関係や領民との支配・被支配関係を視覚化し相互関係を承認し合う機能があったと推測している。

小稿では、右のような先学の指摘に学びつつ、巡見の準備から実施の過程を明らかにする。ただし、巡見が領内において持った儀礼的・象徴的な意味合いに留まらず、他領との具体的な関係のなかで如何なる意味を持っていたかについて究明することを新たな課題としたい。

同時に小稿では、巡見時の行列の構成について意を払う。近世武家領主の行列は、軍旅に準じて編成されたとされる[6]。家臣団・領民をそれぞれの「役」等に応じて行

列として編成したとき、近世武家領主としての普遍性[7]とともに個別領主の個性が表出されると考える。行列の構成を分析することにより、岡田藩伊東家という個別領主の性格についても考えてみたい。

一　歴代藩主の巡見事例と日程の特徴

歴代藩主のうち、管見の限り領内巡見を実施したことが明らかな人物を左に挙げ、その事例を**表1**に纏めた。

(1)　五代藩主播磨守長救（ながひら）（節翁院殿、一六六二～一七四五）

元禄六年（一六九三）、家督相続。同十二年頃に入封したとされる[8]。

(2)　六代藩主伊豆守長丘（ながおか）（実相院殿、一六九七～一七八二）

享保八年（一七二三）、

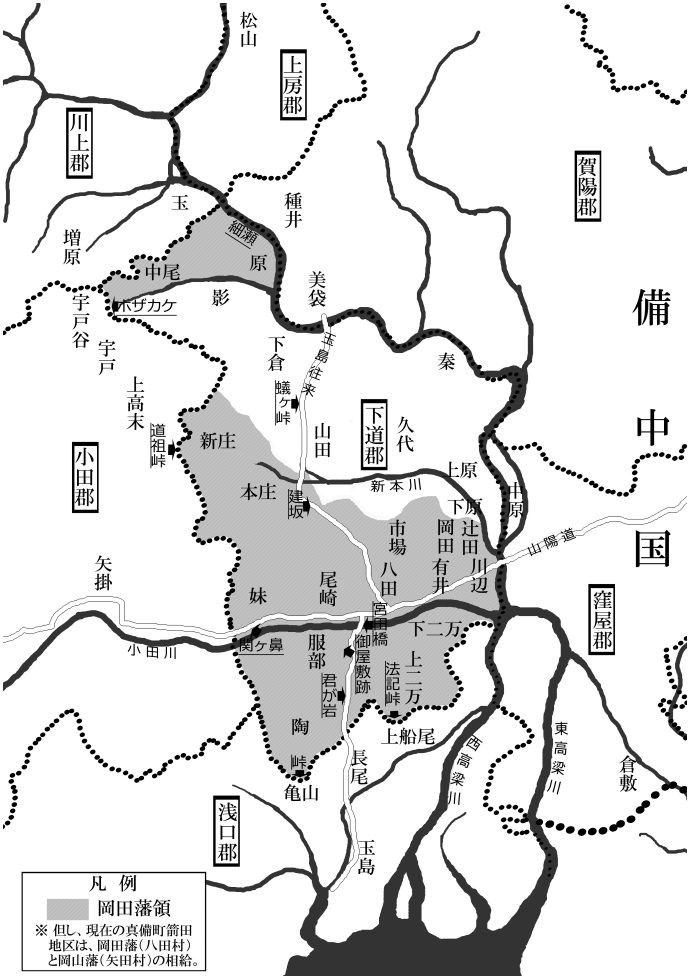

図1　備中国内岡田藩領地図
「岡山県市町村制区域三国全図」（明治22年）をもとに作図

表１　領内巡見事例一覧

巡見事例	元号(西暦)．月．日	行程	典拠
(1)5代藩主長救			
a　水内(原・中尾両村)巡見	享保1(1716)．9．6～9．8	6日、朝4つ時出駕→水内→8日、船で帰館	○
(2)6代藩主長丘			
a　水内巡見	享保9(1724)．9．26～9．28	→28日、水内より乗船→中原村で下船→夕方帰館	△
(3)7代藩主長詮			
a　水内巡見	明和1(1764)．10．21～10．23	21日、陣屋西惣門→建坂→高末通りを西行→本庄村吹原→道祖峠→上高末村→宇戸村→宇戸谷村→中尾村ホザカケ→原村本陣→22日、中尾村瀧山大野が峯→(途中猪狩)→同村普賢寺→原村本陣→23日、同村細瀬→同村むくの木ずり→細瀬より乗船→下原村で下船→帰館	□☆
b　市場・本庄・新庄3か村巡見	年未詳〈明和1カ〉．10．6	朝5つ時陣屋西惣門を出立→有井村谷川渡り→市場村→建坂→本庄村→新庄村八幡山→同村小砂山→(帰路の記載なし)	☆
(4)8代藩主長寛			
a　水内巡見	天明2(1782)．9．26～9．28	2日目以降の経路を欠くが初日の経路は(3)-aとほぼ同じ	◎☆
b　川辺・有井・下二万・上二万4か村殺生巡見	天明2．10．11	朝4つ過御中口発駕→新道→下二万村小山で小弁当→同村矢形を歩行→同村庄屋宅で鳩打ち→上二万村十郎右衛門宅で鳩打ち→同村法記で献上物→同村大池尻に供を残し大池内「御寄」から鴨打ち→下二万村外和崎で準備を整え小田川を渡る→帰館	☆
(5)9代藩主長裕			
a　市場・新庄・本庄3か村巡見	嘉永5(1852)．9．5	陣屋西惣門→市場村谷川堤→建坂→本庄村→新庄村秋山で弁当→(帰路の記載なし)	☆
b　岡田・辻田・川辺・有井・上二万・下二万6か村巡見	嘉永5．9．12	岡田上町→辻田村小山→井出溝堤→新道→川辺西町→有井村谷川堤→丸山橋付近で小田川を渡船→下二万村勢望峠→上二万村法記で弁当→有井村山崎橋付近で小田川を渡船→東惣門	☆
c　八田・服部・陶・妹・尾崎5か村巡見	嘉永5．9．19	岡田町→有井往来→谷川堤→矢田村大曲→尾崎村宮田橋付近で小田川を渡船→陶村天王宮で弁当→服部村国治郎居屋敷(御屋敷跡)で小休→妹村関ヶ鼻→八田村天神ヶ鼻→東惣門	☆
d　水内巡見	嘉永5．9．27	暁7つ半時西惣門出立→建坂→本庄村→新庄村→山田村蟻ヶ峠→下倉村→高梁川を渡る→美袋村→高梁川を渡る→原村→同村砂山→中尾村大前→7つ半時過ぎ原村細瀬→(帰路の記載なし)→夜5つ半時過帰館	☆
(6)10代藩主長辭			
a　水内巡見	文久2(1862)．閏8．15～閏8．16	15日、早天西惣門→市場村→建坂→本庄村→新庄村→蟻ヶ峠で弁当→高梁川を渡船→原村庄屋宅→中尾村宇峯→原村庄屋宅泊→16日、中尾村瀧山楠毛→9つ前に同所を下り原村庄屋宅→高瀬舟3艘・平駄舟2艘で高梁川を下る→晩7つ時過川辺着船→帰館	◇
b　市場・本庄・新庄3か村巡見	文久2．閏8．29	朝6つ半時西惣門出立→市場村川筋→建坂小休→新庄村秋山で弁当→晩7つ過ぎ帰館	◇
c　岡田・辻田・川辺・有井・上二万・下二万6か村巡見	文久2．9．5	→下二万勢望峠→上二万村法記峠で弁当→有井村山崎で小休→	◇
d　八田・服部・陶・妹・尾崎5か村巡見	文久2．9．21	→八田村所生筋→同村井領池土手→陶村宮之下で弁当→服部村国治郎宅(御屋敷跡)で小休→妹村妹山で2度目の弁当→尾崎村→八田村御崎→7つ半時頃南惣門から帰館	◇

〔典拠〕「節翁公実録」(○)、「実相公実録」(△)、「竜泉公実録」(□)、「当御代実録」(◎)〈以上『岡山県史 第二十六巻 諸藩文書』所収〉、「伊豆守様 播磨守様 若狭守様御巡在日記」〈倉敷市所蔵太田家文書1-c-1〉(☆)、「播磨守様御巡在日記」〈倉敷市所蔵太田家文書1-c-2〉(◇)

家督相続。翌年四月二十三日に入封し、同月二十八日には御崎・八幡両社に参詣、下道郡内の藩領十六ヶ村の庄屋及び用達に御目見を許した[9]。

(3) 七代藩主伊豆守長詮（ながとし）（龍泉院殿、一七三六～七八）

宝暦十三年（一七六三）、家督相続。翌十四年（六月に明和改元）五月十五日に入封した[10]。

(4) 八代藩主播磨守長寛（ながとも）（南嶺院殿、一七六四～一八五〇）

安永七年（一七七八）、家督相続。天明二年（一七八二）六月四日に入封を果たす[11]。

(5) 九代藩主若狭守長裕（ながやす）（泰性院殿、一八一六～六〇）

嘉永三年（一八五〇）、家督相続。同五年五月十一日に入封し、八月十日、社参前に大庄屋・庄屋・川辺町目代等に先例通り御目見を許した[12]。

(6) 十代藩主播磨守長詮（ながとし）（一八四四～一九〇〇）

万延元年（一八六〇）、家督相続。文久二年（一八六二）五月二十日に入封を果たす。六月五日、例のごとく社参前に庄屋・目代一同へ御目見を許した[13]。

個々の巡見事例の根拠となる史料は、**表1**「典拠」欄に掲げた。なお、以降の叙述で特に断らない限り、**表1**(3)・(4)・(5)の巡見事例は「伊豆守様 播磨守様 若狭守様御巡在日記[14]」、**表1**(6)の巡見事例は「播磨守様御巡在日記[15]」に依拠している。

まず、(1)～(6)全藩主の事例に共通する点として、例外なく下道郡内の飛地である水内（みのち）（原・中尾両村）の巡見の記録が残っていることである。これは、水内巡見が、他の近村巡見に比べ特別視されていたためであろう。(3)・(4)の事例について、「御巡在日記」は近村巡見の事例も載せるが、「竜泉公実録」「当御代実録」には水内巡見しか挙げられていない事実は、右の傍証となろう。

つぎに、(1)～(4)の水内巡見では、日程が二泊三日と共通しており、巡見の規格化の傾向を読み取ることが可能だが、幕末期に至ると、嘉永五年は日帰り、文久二年は一泊二日に変更されている。

三番目に、(1)を除けば、巡見は御崎・八幡両社参詣時の庄屋・目代への御目見などと並び、藩主初入領時の儀礼の一環として行われたということが挙げられよう。

最後に、水内を除く下道郡内近村への巡見については、判明する事例が少なく比較検討が困難だが、(5)・(6)の事例では、三回に分けて各回日帰りで実施されているので、少なくとも(5)の時点迄には規格化されたとみられる。

二　巡見の準備と「馳走」

1．村々による巡見の打ち合わせ

巡見に際して、藩主一行を迎え入れる村側では、具体的にどのように準備を進めたのであろうか。史料の残存状況から比較的過程を追いやすい文久二年の事例から村役人の動きを中心に追ってみよう。

まず、代官二名から大庄屋二名に宛て、次のような通達がなされた。

御巡見いまた正面被仰出候ニ者無之候得共、来月四・五日頃ニ者水内両村へ可被為入御用意有之候ニ付、同村江被申聞置、外村々江も何れ来月中ニハ可被為入候、此段可被打合候、以上

八月九日

大庄屋両名宛

このように、正式に巡見日程が仰せ出される前に内意を受けた大庄屋両名は、廻状により通達内容を下道郡内の藩領一六ヶ村の村役人に伝達した。村々では、申談のうえ左のような書付三通を作成し、同月二十三日に代官役所へ差し出した。

【書付A】

覚

①一手水桶三ツ
②一水たご三荷
③一手提　六ツ　但弐ツ蓋付
④一煙草盆三ツ
⑤一茶台　九ツ
⑥一杓大小九本
⑦一御馬飼桶壱ツ
⑧一火縄
⑨一茶呑茶碗（上十下三十）
⑩一土瓶　大小五ツ
⑪一堅炭消炭
⑫一薄縁り（上十枚次廿枚）　但下敷ハ何れも菰

〆

右之通任先例用意仕度奉存候間、此段奉伺候、以上

戌八月　拾壱ヶ村

【書付B】

覚

①一御巡在之節、御通行先不敬為無之、差心得候者弐人差出可申事
②一箒持弐人宛差出可申事
③一御案内庄屋、羽織・股引・草履ニ而所勤可申事

但外村御巡在御通行筋村々、右同様相勤可申事

④
一当日組頭一同、股引・草履ニ而罷出、諸事取締可申、且御休所有之村方ハ其場罷出心配可仕事
⑤
一御通行道辺ニ有之坪、菰ニ而囲ひ可申事
⑥
一御通行筋小店屋売物等、為引可申事
⑦
一村々庄屋御案内之節、当病又ハ差合等有之候ハヽ、組頭所勤可申事
⑧
一御巡在翌日為御礼、御役人様方江庄屋・組頭罷出可申事

右之通任先例申談候間、此段奉申上候、以上

戌八月　拾六ヶ村

【書付C】

覚

①
一御巡在之節惣而不敬無之様、急度相慎可申事
②
一御通行筋座上ニ居候義、不相成事
③
一御通行当日農業不苦、御通行之節平伏致可申事
④
一前日・当日火之許入念可申、万一出火等有之節ハ寺社鐘撞申間敷事
⑤
一当日煙立申間敷事
⑥
一御通行筋小店屋売物出し申間敷事
⑦
一御巡道脇道、為人留判頭差出可申事
⑧
一御通行道辺田畑江坪肥等掛候義、用捨致可申事

右之通前廉判頭江申達置可申与奉存候、以上

戌八月　拾六ヶ村

（各書付条文右肩の丸囲い数字は便宜上筆者が付した）

【書付A】は村々で用意する諸道具、【書付B】は巡見について主に庄屋・組頭が心得るべき事、【書付C】は巡見当日の心得として判頭へ申達すべき事が記されている。

留意すべき点として、【書付B】及び【書付C】の差出が十六ヶ村であるのに対し、【書付A】のみが一一ヶ村であることが挙げられる。この一一ヶ村についてであるが、のちに「御休・御弁当所等有之村々拾壱ヶ村」として下二万・上二万・陶・服部・八田・市場・本庄・新庄・原・中尾・妹の各村が挙げられていることから、巡見時に休所や弁当所が置かれた村々だということが分かる。これらの村々は、【書付A】①～⑦の品々を上二万村庄屋に依頼して調達し、⑧～⑫の品々については各村で用意した。なお、①～⑦の費用は、先例により一一ヶ村から妹村を除く一〇ヶ村で割り、巡見後に売り払うこととなった(16)。妹村が除外されたのは、「御遠馬之節手当

として諸道具調候事」による。

右三通の書付は、二十八日に聞き置かれた旨が申し渡されたので、廻状を添え即日村々に申達された。

同日、新庄・本庄両村庄屋から備中松山藩領の山田・下倉・美袋三ヶ村へ「掛合」の書状が出された。内容は、水内巡見の際に右三ヶ村を通行するので、（イ）渡船を手配して欲しい、（ロ）「省略通行」するので「万一道筋・川場等其　御上ゟ御馳走向之御沙汰」があっても三ヶ村側から断ってくれるように、というものである。（ロ）の理由は、当方の役場からそちらの役場に掛け合ったのでは手数も掛かり面倒だからだとしている。このことは、藩からの指示に基づき、大庄屋が両村庄屋に申し含めている。

なお、（ロ）の引用に「馳走」の語があるが、久留島浩氏は、近世の「馳走」をそれが酒食のもてなしに限定されるものではなく豊富な意味を有していたとする。そのなかで、道筋町々による「馳走」の内容は「道そのものの整備、町並の整備から始まって、道筋の掃除（＝キヨメ）、道筋での拝見の作法・出迎え・見送りにまで及んでいた」ことを明らかにした[17]。してみると、三通の書付にはじまる一連のやりとりは、まさに「馳走」についての打ち合わせだったと理解できる[18]。

以上から判明したことを纏めてみよう。代官より藩主巡見の内意を受けた大庄屋は直ちに村役人たちにその旨を触れ、村役人たちは申談のうえ先例に拠りながら「馳走」の内容を書付に纏め、代官役所に提出した。書付の内容が聞き届けられたことを受け、本庄・新庄両村庄屋が、通行する他領村々との交渉に当たった。そのなかで、相手側の領主から「馳走」の沙汰があっても断るように申し入れているので、巡見の際の「馳走」は自領のみならず他領からも行われる可能性があったことが分かる。また、役場同士での交渉を極力避けようとする傾向があることからも分かるように、一連の「馳走」の準備は、代官の内意を受けながらも村役人主体で行われた。

2．道筋の手入

つぎに、「馳走」の具体例として道筋手入に関するものをいくつか紹介する。

【嘉永五年水内巡見時の道祖峠付近道筋手入】[19]

水内巡見に当たり、先例では本庄村を西進し才之（道祖峠）たわを経て庭瀬藩領上高末村に至る道筋を通行することに

なっているため、嘉永五年春、本庄村から道祖峠領境までの道筋の手入を行った。その後、何方とも知れぬ者五人余りが本庄村へ入り込み杭を打ったので抜き捨てたところ、七月二十三日になって上高末村庄屋佐五郎が同村組頭松四郎を遣わし、「当　殿様御入府ニ付テハ御先例之通御巡在も可有御座、左候ハヽ御当村与之御境目江下座場仕候先例ニ御座候所、右場所山谷競ひ道辺り手狭ニ而甚六ヶ敷候間、御立合御相談申度」と、本庄村庄屋新右衛門へ境目画定のための立ち会いを求めてきた。新右衛門は、不快のため当面立ち会えない旨を回答したが、上高末村側は度々催促してきた。そこで新右衛門は、右の場所については本庄村でも下座場を置く先例だが、左右とも山が迫って手狭なので、双方とも境目から引き別れて下座場を設え、道筋の手入れは勝手次第にされるようにと回答した。すると佐五郎は、下座場の件は松四郎が一存で申した迄で私が申し含めたものではなく、境筋がはっきりしないことには道普請にも取り掛かれない。また当村には野山も多く、私自身は右場所が少々どちらになろうと苦しくないが村方の者には彼是言うものもあるので立ち会いのうえ相談したいとなおも境目画定を求めてきた。新右衛門は佐五郎の底意を疑い、一応組頭伴之丞を立ち会わせ先方の存意を聞かせたうえで、少々の違いであれば示談し、格別相違していれば新右衛門に申し聞かせるべき旨を伝えて引き取らせるという方針を内々「御掛り様」（代官カ）に相談して同意を取り付けた。

八月十二日、上高末村組頭松四郎、本庄村組頭伴之丞が立ち会い、見分が行われた。伴之丞が松四郎にどこを境筋と心得ているのかと問い質すと、松四郎は春に本庄村が道筋手入を行った場所の端と先般杭が打ち込まれていた跡とのほぼ中間を指した。伴之丞が、同様に考えるがこの旨を新右衛門に申し聞かすと返答すると、松四郎は、今日ここに目印の杭を入れ、上向に報告のうえ道筋の見分を受け、早々取繕いたいと応じて双方引き取った。

翌十三日、新右衛門から報告を受けた大庄屋が、地方役・山方役・「御掛り様」の同意を取り付けた後、領境が画定された。境目には、双方から境石が据えられた。

ただし実際の巡見は、大水の影響によって蟻が峠方面に北上（備中松山藩領を通過）する道筋に変更された。この変更が先例化されたためか、前節で見たように、文久二年の事例では、当初からこの道筋が採用された。

【嘉永五年水内巡見時の原村山論所駕台設置[20]】

嘉永元年（一八四八）、川上郡玉村（備中松山藩領）と原村との山論に当たり、原村側が駕台（玉村側は角塚）と呼んでいる石の北角を目印として境が画定された。しかし、この度の巡見に当たり、原村では新たな駕台を拵えたので、旧来の駕台を取り払いたいと考えた。先達て、久代村（松山藩領）大庄屋九郎兵衛から八田村庄屋田辺亭右衛門に対し「駕台之儀御見分使様一先ツ御目印ニも相成候故差置呉度」いとの申し入れもあったが、原村庄屋は「此度取払不申而ハ取払候期も無之」と強く主張したので、大庄屋は内々申し上げて取り払うように原村組頭へ含め置いた。

巡見時に藩主が国境に立つことの重要性については彦根藩の事例が紹介されている[21]。しかし、右の二例では、藩主が領境に立つという象徴的行為以前に、道筋手入という準備段階の具体的な作業を通じて境目が意識されている。そして、場合によっては境目村々によって領境画定の駆け引きが行われることもあり得たのである。

【文久二年八田村外四ヶ村巡見時の陶村道筋手入】

閏八月十八日ゟ九月廿日迄内

一千三百六拾人九分　同断（村遣）

但　御巡見ニ付、君が岩ゟ峠迄之間、道退等繕并切広ケ土持入用出夫三百五拾三人[22]

右は、服部村との村境にある君が岩から亀山村（岡山藩領）との境に当たる峠までの道筋手入に際する陶村の夫役負担の記録である。注目したいのは、手入を行った道筋そのものである。**表1**と照らし合わせると、峠―天王宮（現在の陶神社）―君が岩―御屋敷跡[23]という巡見ルートが浮かび上がってくる（敢えて玉島往来その他と別のルートを選択している）。これは、初代藩主伊東長実が入封の際に通ったとされる道筋[24]と一致する。長実の最初の居館であった御屋敷跡での小休が恒例化していたことと併せ考えると、伝説・由緒を組み込みながら巡見ルートが選定されたとみるべきだろう。

三　巡見当日の「馳走」と巡見後の「御礼」

自領内村役人による案内や他領役人・村役人からの挨拶といった巡見当日の「馳走」や巡見を受けた村が後日行った「御礼」について、いくつかの事例を見てみよう。

1．自領・他領村役人や他領役人からの「馳走」

ここでは、史料から詳細を追うことが出来る明和元年（一七六四）水内巡見の事例から初日の様子を紹介する。

陣屋西惣門を出た一行は、市場・本庄村境の立坂（建坂）に向かう。ここまでは、市場村庄屋が股引姿で案内した。立坂から本庄村吹原までは本庄村庄屋十右衛門が、吹原から中尾村ホザカケまでは新庄村庄屋九右衛門が同様に股引姿で案内した。この間、領境の道祖峠には高末村（庭瀬藩領）庄屋松右衛門が袴姿で出てきた。また、高末宮ノ脇本道田ノ中に、板倉摂津守（庭瀬藩）代官が出、さらに毛利兵橘（旗本）領分宇戸谷村庄屋が案内に出てきた。とんどが鼻には戸川内膳（旗本）領分宇戸谷村の村役人と同所の代官伊達善右衛門、ホザカケ谷右手には松山藩領（板倉美濃守）影村庄屋の助三郎がそれぞれ出てきた。ホザカケからは、中尾村組頭与三右衛門・曽平両名が袴の股立を取った格好で案内し、さらに原村庄屋仁兵衛と組頭両人が原村本陣へ案内した。

二・三日目の様子は省略するが、初日同様、自領・他領を問わず、道筋・川筋の各村々から出迎え等の「馳走」を受けている。また、領境に赴いた際にも他領の「馳走」を受けている。

2.「馳走」の不手際

なかには、村からの「馳走」をめぐる不手際が問題となった事例も見受けられる。それは、嘉永五年岡田外五ヶ村巡見の際に起きた。

一行が、下二万村勢望峠から上二万村法記峠（ほうきたわ）御昼所へ向かう途中、道筋掃除が行き届いておらず、「御供御一同御こまり」になった。御掛御代官より両役（二名の大庄屋カ）へ沙汰があり、上二万村役人を「厳敷察度」（咎め）したところ、村役人一同は恐れ入って「差扣」を申し出たので、庄屋のみを「差扣」とし、組頭は「不及其儀」と申し渡された[25]。

処分が一方的に下達されるのではなく、一旦伺い出たのち許可されるという形式を踏むところに、「馳走」とはあくまで巡見を受け入れる側が主体的にもてなすものだという相互の認識が表出されているといえよう。

3. 巡見後の「御礼」

藩主巡見を受けた村々では、事後に村役人等が「御礼」を行った。

明和元年水内巡見の事例では、藩主帰館の翌日、庄屋・組頭全員が出て「五所柿・大なし・じねんし（自然薯）やう」を献

上し、[26]「御役人」と徒士以上の御供全員に「御礼」を行った。「御役人」には残らず柿を贈った。翌日には、普賢寺（中尾村、巡見時に立寄）が「御礼」のために出てきた。

文久三年の事例では、【書付B】⑧で取り決められたように、巡見全日程終了の翌日、大庄屋疋田保左衛門・太田卯平太連名の廻状をもって先例通り「御礼廻勤」のため明日郡会所に集まるよう村々庄屋に達している。

以上からは、村々が藩主の巡見を迎えることは「御礼」に値するような名誉なことで、それ故に村々が先例に則り主体的に「馳走」すべきものだという意識が見受けられる。

四　行列の構成

行列の総人数を事例ごとに正確に把握することは、残念ながら史料の記述に偏りがあり難しい。明和元年水内巡見の事例を**図2**に纏めたが、これを単純に足すと上下合わせて百人余りとなる。史料には表れていないが、駕籠脇の侍（中小姓・徒士抜・小納戸）にも若干の従者が付されていたと考えられるから、実際の人数はもう少し多かったとみられる。なお、「御供向、先格之通」[27]という

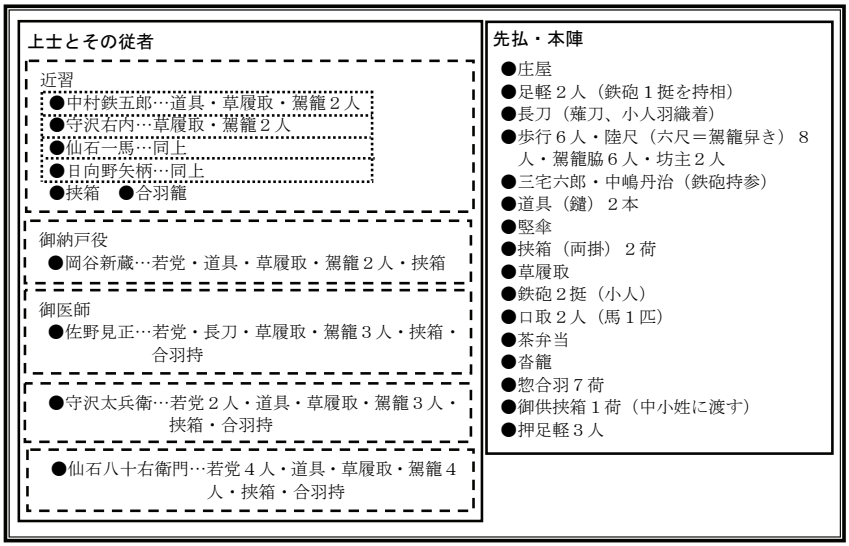

図2　明和元年水内巡見の行列構成
〔出典〕「伊豆守様 播磨守様 若狭守様御巡在日記」

記述を信用すれば、この事例以前の水内巡見は同様の行列構成をとっていたと考えられる。つぎに、文久二年水内巡見の際の宿割では、原村庄屋宅に大名本人に加え年寄・用人とその若党、森右衛門宅に代官・地方役・村目付、その他「下御供」一三〇人余が六軒に分宿したとある。これらの事例から見ると、水内巡見は百人を超える規模の行列を整えていたものと推測される。江戸参勤時の総人数は、安永元年（一七七二）が一七九人半[28]、安政六年（一八五九）が一五四人[29]なので、それに匹敵するか迫るような威儀を整えた堂々たるものだった。

改めて**図2**を眺めてみると、行列は藩主を中心とした本陣部分と近習以上の上士たちとその従者によって構成されるユニットの集合体の、大きく分けて二つの部分から構成されていることに気付く。天明二年水内巡見の事例からは、家臣の供回りを構成する従者についての詳細が分かる。**表2-1・表2-2**に纏めたので、行列の「押（おし）」（行軍の順）を表した**図3**と併せて分析を加えてみよう。

まず、先述したように、中小姓・徒士抜・小納戸といった本陣に属する侍たちにも草履取や挟箱などの従者が付されていることが分かる。史料上、本陣付の侍たちの従者は省略されていることがあるので、総人数を推計する際には、そのことを念頭に置いておく必要がある。

つぎに、従者たちの所属をみると、五七パーセント余が夫役として領内に賦課された人数だったことが分かる。また、足軽・小人・草履取の一部は、「貸人」として大名から家臣たちに付属させられたものたちであり、全体の二五パーセント余を占める。従って、家臣たちが直接雇用している従者は、全体の一七パーセント余の「手人草履取」のみに過ぎない。このように家臣による従者の直接雇用の割合が少ないことの背景として、藩財政の「窮乏」[30]があった。享保八年九月、藩主長丘は家中への「覚」を発し、「大坂当暮支配外才覚も曽而相調不申」と述べるような大坂金融の閉塞状況のなかで家中に上米を課した。その見返りとして家臣による下人雇用の減少を許し、

図3　天明二年水内巡見時行列の「押」

本陣・中押・又者・合羽籠・押　押・神戸休昌・浦池左五郎・御近習・同・同・同・同・熊谷文仲・岡村恵内・小役・中村求馬・安田一学

〔出典〕「伊豆守様 播磨守様 若狭守様御巡在日記」

表２－１　天明２年水内巡見行列中の家臣従者の構成

家臣＼従者	若党	道具（鎗）	長刀（薙刀）	長柄傘	草履取	六尺	挟箱	薬箱	合羽	弁当	計	備考
①安田一学	5	1		1	**1**	4	1		3	1	17	御年寄
②中村求馬	3	1			**1**	4	1		2		12	御側御用人
③岡村恵内	3	1			**1**	3	1		1		10	吟味役
④浦池左五郎	2	1			**1**	3	1		1		9	浦池九淵、御納戸役
⑤神戸休昌	1		1		**1**	3		1	1		8	御医師
⑥安田森之進	1	1			**1**						3	近習
⑦木村是八					**1**						1	近習
⑧浜五郎太					**1**						1	近習
⑨青木栄之丞					**1**						1	近習
⑩山崎万之丞					**1**						1	近習
⑥～⑩						10					10	駕籠五挺
⑪熊谷文仲					**1**	2					3	
⑥～⑪							3				3	
⑫～⑯中小姓（5人）					**5**		1				6	うち一人は中嶋丹治
⑰・⑱徒士抜（2人）					1		2				3	草履取は貸人
⑲～㉑小納戸（3人）					2		1				3	草履取は貸人
㉒・㉓坊主（2人）											0	
⑥～㉓									3		3	
惣人数										3	3	
㉔代官					**1**						1	他に手代1
合計	15	5	1	1	20	29	11	1	11	4	98	

〔凡例〕ゴチック体の数字は「手人草履取」
〔出典〕「伊豆守様 播磨守様 若狭守様御巡在日記」（倉敷市所蔵太田家文書1-c-1）

必要に応じて藩から貸人を遣わすこととした[31]。これは、公儀による享保七年の上米の制を想起させる。

また、仮に右のような財政事情が無かったとしても個々の家臣が**表２**のような供揃を自力で編成するのは困難だったと思われる。小藩である岡田藩の藩士は、家老を世襲する仙石（高三六〇石）・木崎（高一七〇石）両家を除いて高百石以下の小身であった[32]。たとえば、天明二年九月の水内巡見で従者九人を従えている御納戸役の浦池左五郎[33]は、同年十二月に御側御用人に昇格し新知六〇石を給されている[34]。公儀の寛永軍役令において高二〇〇石の従者人数が八人であることを考慮すると、巡見時には高六〇石にも満たなかったとみられる左五郎には過重な人数だといえ

る。小身の家臣が多い岡田藩では、行列の威容を保つため、貸人や夫役によって従者人数を〝水増し〟する必要があったのである。

最後に、水内巡見と近村巡見の行列を比較してみよう。嘉永五年の巡見の際、「御掛り」の代官加藤條太郎より大庄屋太田卯平太へ「心得之ため」事前に渡された書付の写しであり、実際の行列を記したものではない。ただし、「少々之増減ハ可有之哉」とあるように、多少の増減はあっても大凡この通りに行われると認識されていることから差し当たり両者の傾向を把握するうえで用いるに問題は無かろう。そこで、水内巡見の行列（予定）を**図４－２**に纏めた。一見して、水内巡見に比べ近村巡見は規模が縮小されているのが分かる。もちろん、近村巡見の項目を見ると、陸尺や乗馬のように明らかに必要と思われるものが記されておらず、単純な比較はできない。ただし、両者に共通する項目を比較すると、例えば駕籠脇が水内巡見では八人に対し近村巡見は四人に半減、同じく徒士は六人に対し二人と三分の一まで減少している。

ここで、本章で明らかにしたことを纏めておこう。

水内巡見の行列は、百人を超す総人数を揃え、参勤交代の行列に近い力の入ったものだった。その理由としては、他領を通行し先々で他領役人・村役人等の「馳走」を受けることが関係していたと考えられる。実際、嘉永五年の水内巡見と近村巡見の行列（予定）を比較すると、

表２－２　天明２年水内巡見行列中家臣従者の所属

従者分類	人数	割合	備考
足軽	15	15.31%	若党として家来に貸出
小人	7	7.14%	道具・長刀・長柄傘持として家来に貸出
手人草履取	**17**	**17.35%**	**家来が直接雇用**
貸人草履取	3	3.06%	大名から貸出
夫役	56	57.14%	六尺～弁当持として領内に賦課
合計	98	100.00%	

〔出典〕「伊豆守様 播磨守様 若狭守様御巡在日記」

●駕籠脇８人　●徒士６人
●道具２人　●長刀１人
●挟箱２人　●袋傘　草履取
●床几持１人　●草履取１人
●乗馬？人　●沓籠１人
●茶弁当１人　●惣合羽見計？人
●押足軽３～４人
●陸尺８人
●年寄１人（駕籠３人・若党３人・鎗持１人・草履取１人）
●用人１人（駕籠３人・若党２人・鎗持１人・草履取１人）
●近習２人（若党１人・草履取１人）
●小納戸２人　●坊主１人

図４－１　嘉永五年水内巡見行列（予定）

●駕籠脇４人　●徒士２人
●道具１人　●挟箱１人
●草履取１人　●茶弁当１人
●小納戸１人
●用人１人（若党１人・草履取１人）

図４－２　嘉永五年近村巡見行列（予定）
〔出典〕「伊豆守様 播磨守様 若狭守様御巡在日記」

明らかに前者の行列のほうが大規模である。

一方、行列の内容を仔細に検討すると、家臣たちの従者のうち直接家臣が雇用しているのはごく一部で、大半は夫役として徴発され、残りの多くも大名からの「貸人」で構成されていた。外見を武威で飾った行列の内部を仔細に検討することで、岡田藩ならではの特徴や藩政の課題が浮かび上がってくる。

結語にかえて

以上、四つの章にわたり岡田藩の藩主による領内巡見について見てきた。

その顕著な特徴のひとつとして、他領との接点が多いことが挙げられる。たとえば、準備過程においては、自他領村役人同士による「馳走」についての交渉が行われた。また、道筋手入を巡り隣接する自他領村々の境目が強く意識され、場合によっては村役人同士による境目画定の交渉へと発展することもあった。更に、特に水内巡見の実施時には、道筋の他領から役人・村役人等の「馳走」が行われた。そのため、水内巡見の際には、近村巡見に比して大規模な――参勤交代に近い――行列を必要とした。

岡田藩主の領内巡見は、家臣団との主従関係や領民との支配・被支配関係を視覚化するという自領完結的な意味に留まらなかった。準備過程においては自他領村役人同士、巡見時には岡田藩主と他領の役人・村役人との関係が構築された。

それでは、右が岡田藩に特有のことか否かというと、現時点ではそれに充分に答える用意は無い。ただ、岡田藩主による巡見の特質が、小大名かつ所領が分散しているという岡田藩領の存在形態に規定されていたとはいえる。かかる状況においては、巡見を機に、道筋他領との関係を積極的に構築することが、所領の安定的な統治に寄与したのではあるまいか。

紙幅も尽きてきたので、最後に今後の課題を二点挙げたい。

ひとつめは、残存史料の偏りのため、時期的な特徴を十分明確にできなかった点である。新史料の発掘を進めながら研究を深化してゆく必要がある。

いまひとつは、他藩の事例との比較研究のなかで、巡見の普遍性と個別事例の特徴を明らかにしてゆくことで

ある。普遍性について言えば、たとえば、全国的に領主代替わりの領内巡見は定着するのか、だとすればそれはいつ頃なのかを明らかにする必要がある[35]。一方で、(i)そもそも巡見を行わない、(ii)巡見は行うが時期は代替わりではない、(iii)過去に行っていたものを廃止ないしは凍結する、などの選択肢も考えられ、そこにも個別領主の特徴や事情が見て取れるであろう。

巡見の事例を集め観察することを通して新たな論点を提出することも可能ではないかと思われるが、現時点で筆者にその用意はないので、ここで擱筆することとする。

註

(1) 備中国下道郡内一〇ヶ村（川辺・薗・八田・陶・二万・服部・妹・尾崎〈以上、現在の倉敷市〉・新本・水内〈以上、現在の総社市〉）に高七五八三石六斗七升六合、美濃国池田郡脛長（現在の岐阜県揖斐郡揖斐川町）・沓井（現在の岐阜県揖斐郡池田町）両村に高二〇〇〇石、河内国高安郡黒谷・教興寺両村（現在の大阪府八尾市）に高四五七石三斗二升四合、摂津国豊島郡止々呂美村（現在の大阪府箕面市）に高三〇二石。なお、薗村は市場・岡田・有井・辻田、二万村は上二万・下二万、新本村は新庄・本庄、水内村は原・中尾にそれぞれ分村した。

(2) 伊東多三郎氏は、外様大名をその出自から旧族（居付・移動）大名と織豊取立大名に分類している（同氏著『幕藩体制』〈清水弘文堂書房、一九六九〉五五・五六頁）。

(3) 本稿では史料からの直接引用を除き「巡見」に統一する。

(4) 備中岡田藩に関する主要な文献は、渡邉隆男「記録に残る岡田藩主伊東氏十代」（『高梁川』第七十二号、二〇一四）の末尾〈参考文献〉に纏められている。

(5) 落合延孝『猫絵の殿様』（吉川弘文館、一九九六）三四～三九頁。渡辺恒一「彦根藩主の領内巡見」（朝尾直弘編『彦根博物館叢書5 譜代大名井伊家の儀礼』彦根城博物館、二〇〇四）。高野信治「給人領主の知行地『御下』について」（『福岡工業大学研究論集』二三巻一号、一九九一。のち同氏著『近世大名家臣団と領主制』〈吉川弘文館、一九九七〉に収載）。

(6) たとえば根岸茂夫『大名行列を解剖する』（吉川弘文館、二〇〇九）。根岸氏は、同書のなかで「武家の行列は戦場に赴く姿を基本としたもの」（二〇頁）、「武家の行列は軍隊の行軍であり、武家社会の構造そのもの」（二四頁）と述べている。

(7) 高木昭作氏は、「（前略）近世の軍隊は、武装・非武装を問わずすべての集団をその構成要素とし、将軍の統制下に置くものであった。この意味で近世においては国土それ自体がひとつの巨大な兵営であったといっても過言ではない」と指摘する。右のような原理は、同氏が姫路藩酒井家の陣立書から描いてみせたように、より下位の武家領主にまで貫徹していた（同氏著『日本近世国家史の研究』〈岩波書店、一九九〇〉第Ⅰ章）。

(8) 「節翁公実録」（『岡山県史』第二十六巻 諸藩文書〈岡山県、一九八三〉）。

(9) 「実相公実録」（前掲『岡山県史』第二十六巻）。

(10) 「竜泉公実録」（前掲『岡山県史』第二十六巻）。

(11)「当御代実録」（前掲『岡山県史』第二十六巻）。
(12) 倉敷市所蔵太田家文書（以下太田家と略す）五・A・一二「大庄屋役日記（嘉永五年）」。
(13) 太田家五・A・二九「大庄屋役日記（文久二年）」。
(14) 太田家一・C・一。
(15) 太田家一・C・二。註（14）共々、表紙には「大庄屋太田卯平太扣」とある。下道郡内岡田藩領の大庄屋を勤めた卯平太が、職務の参考としたものであろう。
(16) ただし、「八箇村小割月改割印帳 辻田・下二万・服部・妹・有井・市場・本庄・新庄（文久二年）」（太田家五・C・一・二〇）の有井村の項には、

一弐匁八分弐厘
但御巡見被為遊節入用道具村々申談買入代辻九拾八匁七分八厘之内、払物代六拾七匁七分五厘、引残而三拾壱匁参厘、下二万・上二万・陶・服部・八田・有井・市場・本庄・新庄・原・中尾、右拾壱ヶ村割

とあり、妹村を除く十ヶ村に有井村が加わっている。これは、**表1**(6)・cに見えるように、帰途に有井村で小休したことにより加えられたためと考えられる。また、右史料からは、使用した道具を売却したうえで差引分の費用を村の大小に関わらず村数で均等割りしていることが分かる。
(17) 久留島浩「盛砂・蒔砂・飾り手桶・箒―近世における『馳走』の一つとして」（『史学雑誌』九五（八）、一九八六）。
(18) 久留島氏は、註（17）論文において道筋・宿所近辺での「馳走」として、「A．道筋の町並み（家並み）の整備」「B．道・橋の整備」「C．道筋の掃除（＝キヨメ）」「D．各町での出迎え」「E．道筋での『拝見』（＝『見物』）の作法」「F．道筋の往来に係わること」「G．道筋の夜の作法」「H．防火体制をとる」「I．その他（諸商売・作業の規制）」を挙げている。右の分類にそれぞれ【書付B】【書付C】の条文を当てはめてみると、「C．＝【書付B】②・⑤」「D．＝【書付B】③・④・⑦」「E．＝【書付C】①・②」「F．＝【書付B】①、【書付C】⑦」「H．＝【書付C】④・⑤」「I．＝【書付B】⑥、【書付C】③・⑥・⑧」のようになろう。
(19) 註（12）「大庄屋役日記（嘉永五年）」。
(20) 註（12）「大庄屋役日記（嘉永五年）」。
(21) 註（5）渡辺論文。
(22) 太田家三・H・一・一一「陶村壬戌夫役割帳控」。
(23) 元和二年（一六一六）に初入国した初代藩主伊東長実が寛永元年（一六二四）までの約八年間居を置いた最初の陣屋の跡。歴代藩主来臨の際には御茶屋を築き立砂をし、引出物が下賜されたという（『吉備郡史』巻中〈岡山県吉備郡教育会、一九三七〉二二六四頁）。嘉永五年の巡見では、先例通り国治郎居屋敷の御殿跡に服部村が入用を負担して小屋を造り国治郎は上下着用で藩主を迎えることになっている（註（12）「大庄屋役日記（嘉永五年）」）。
(24) 伊東長実の初入国については、以下のような逸話が伝えられている。元和二年三月二十三日明方、浅口郡亀山村湊に着船した長実は、報せを受けて二十名許を従えて駈け付けた服部村庄官与左衛門の出迎えを受ける。長実には供も少なく、乗馬・乗輿も無い有様だった。そこで与左衛門は長実を背負い、服部村字谷本の陣屋へと案内した。途中、陶・服部両村境の大岩で休息した。その岩は、今に「君が岩」として伝わる（註（23）『吉備郡史』巻中、二二六〇頁）。

(25) 註 (12)「大庄屋役日記（嘉永五年）」。

(26) 巡見時の献上儀礼についての記録は、管見の限りほとんど残されていない。数少ない事例として、天明二年の川辺外三ヶ村殺生巡見が挙げられる。この事例では、下二万小山休所で小弁当の際、村方より御所柿五十が献上された。これらは、代官水川小十郎の取次で、「ひげこ（髭籠）」二籠に入れられたうえ熨斗に包まれ白木台に乗せられた状態で差し上げられた。そのうち一籠は、稲村伴次に命じて近習と中小姓守屋勘兵衛へ二つ宛下賜された。

(27) 註 (10)「竜泉公実録」。なお、次回の水内巡見に当たる天明二年の事例も「御供向御先格之通」（註(11)「当御代実録」）となっている。

(28)『真備町史』（真備町、一九七九）五〇〇～五〇四頁。

(29)「解説 岡田藩の参勤交代」（『真備町ふるさと歴史館古文書 第一集 参勤交代御道中御供方仮目附心得控 安政六年己未春（一八五九）塩尻雄右衛門』〈真備町ふるさと歴史館、二〇〇一〉）。

(30) 当該期岡田藩の具体的な財政状況は不明だが、本来は藩財政の「窮乏」を問題にするには、伊藤昭弘氏が説くように、単年度の経常収支のみではなく藩財政全体を問題とする必要があろう（同氏著『藩財政再考』清文堂出版、二〇一四）。

(31)「用事申付相勤候刻者、相応ニ借し人可申付候間、下人等も減少可仕事（第四条）」「江戸奉公之儀者給人ニても下人壱人召仕候義不苦候、使者等ニ罷出候刻者是又借人可申付候、道中人数も道具持壱人者可申付候間万端軽く可仕事（第六条）」（註（9）「実相公実録」）。なお、享保～文政期における岡田藩政と農村の動向との関係については、上原兼善「備中小藩の寛政改革―岡田藩の場合―」（『岡山地方史研究』五二号、一九八六）を参照のこと。

(32)「備中国岡田藩主分限侍帳（文化七庚午九月改）」（註（23）『吉備郡史』巻中、二三三六～二三三八頁）。

(33) 岡田藩士（一七五九～一八三六）。諱は潜、九淵と号した。世子近習役や納戸役を経て天明二年側用人となり、寛政元年（一七八九）からは勝手方を兼ねる。寛政六年、表御用人（家老とともに政務を掌る）に起用され、死去まで勤めた（『三百藩家臣人名事典』第六巻〈新人物往来社、一九八九〉）。

(34) 註 (11)「当御代実録」。なお、安永六年に父三右衛門から家督を継承した際には拾人扶持だった（註 (10)「竜泉公実録」）。この間の給禄の増減は不明だが、順調に昇進していることから類推すると、高六〇石未満で加増を受けたか、あるいは拾人扶持のままであったと考えるのが合理的であろう。

(35) 徳川将軍家が全国の私領に代替りの諸国巡見使を派遣するようになったのは、五代将軍綱吉の天和元年（一六八一）以来のことである。大名以下の諸武家領主による代替わり巡見が定着するとすれば、これより以前・以後いずれなのかというのは、ひとつの大きな指標となり得よう。

〔付記〕 本稿の論旨について、平成二十七年十二月の岡山地方史研究会例会で報告する機会を得た。脱稿後であったため、頂いた貴重なご意見の多くを反映し得ていないが、今後の研究のなかでお答えして行きたい。

（たていし ともあき 倉敷市総務課歴史資料整備室）

肥後国に奉納された玉島石工の狛犬

藤原好二

はじめに

筆者は本誌第二三号において玉島石工 安田屋新蔵の石造狛犬を採り上げ、石造物の流通や石工同士の関係について検討した[1]。その要旨は、次の二点である。

第一点目は、狛犬の形態の検討から備中南部の石工は、尾道石工の影響ばかりでなく、讃岐の石工からも影響を受けているという点である。安田屋新蔵銘の狛犬の内、三対は玉乗形であり、そのモチーフは尾道型狛犬から取り入れられたであろうことは疑問の余地はないと考えられる。さらに、時期の下る二対については顔形が讃岐西部に多く見られる西讃型狛犬[2]のそれに酷似しており、その影響が読み取れるのである。

第二点目は、石工銘の刻まれた位置と台座の形態、そして石工の居住地と奉納神社の遠近から、石造物の流通形態および石工同士の関係にせまれる可能性を提示した点である。安田屋新蔵銘の狛犬においては、銘を刻む位置が台座であるものと狛犬本体の方座[3]部分であるものの二種類が存在する。銘を台座に刻むものについては、安田屋新蔵の居住地である玉島に近い神社に多く奉納されている点、台座の形態や刻まれる主文「奉献」の文字に同じ字形のものがあることなどから、安田屋新蔵自身が狛犬本体の制作ばかりでなく、台座の制作から設置までを行ったと考えた。つまり、銘を台座に刻む狛犬が分布する範囲は安田屋新蔵の石工としての商売範囲＝「なわばり」である。一方、銘を方座に刻むものについては、相対的に玉島からやや離れた神社に奉納されており、台座の形態や主文「奉献」の字形が多様で、中には地元石

工の手になると考えられるものが含まれることから、狛犬本体のみを安田屋新蔵が制作し、台座の制作や神社への設置は地元石工が行ったと考えた。方座銘の狛犬は、奉納寺社を商売範囲＝「なわばり」に含む地元石工との協業ととらえたものである。

今回、新たに熊本県玉名市において、安田屋新蔵銘の狛犬を確認したことによって、第二点目の事柄についていくばくかの修正を加えねばならないことが判明したため、本稿を草することとした。また、確認した安田屋新蔵銘の狛犬については、玉島の商人である西国屋半十郎が寄進に関わっており、同様の狛犬が玉名市に計三対存在することも確認できた。これらの紹介も合わせて行うこととしたい[4]。

玉名市榊宮に奉納された安田屋新蔵銘狛犬

今回確認した安田屋新蔵銘の狛犬は、熊本県玉名市街地の南西、玉名市滑石に所在する榊宮と呼ばれる神社に奉納されている。比較的広い敷地を持つ神社で、狛犬は南側の境内口に設置されている。では、狛犬の詳細について見てみよう。

形式は座形で、阿吽共に角は無く、頭部は比較的大きい。耳は後方に流れ、鬣は直毛である。大きな球状の眼とその間に山字形の団子鼻が配され、口は大きく横方向に拡がっている。阿吽形ともに顔をやや正面に向け、さらに正面側に当たる前脚を上にもたげて、

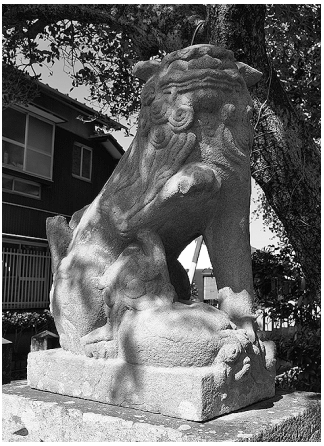

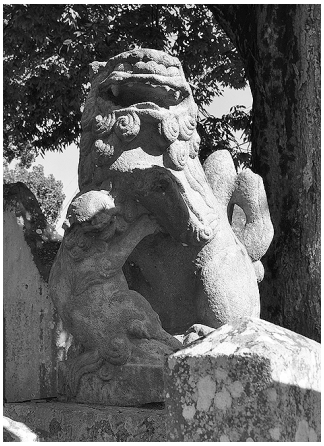

写真１
熊本県玉名市滑石
榊宮

その下に子獅子がじゃれついている。雌雄の区別はないようである。尾の形状は他の安田屋新蔵銘狛犬とやや異なっている。阿形の尾を後方から見ると、基部中心に大きな巻毛、その左右に小振りの巻毛が一個ずつ配され、立上部は三房に分かれる。特徴的なのは、立上部の三房が基部中心巻毛から別々に立ち上がり、上方で接触するという意匠である。前垂房は表現されていない。一方、吽形の尾は、基部中心の巻毛左右に小振りの巻毛が一個ずつ配され、立上部が三房に分かれるという構成は阿形と同じであるが、左右に前垂房が一房ずつ表現されている点が異なっている。また、基部中心の巻毛と左右の巻毛の大きさの差も小さい。なお、立上部は上部が欠損している。方座には牡丹を含めてなんら装飾等は施されておらず、銘等も刻まれていない。台座は第四段まであるが、盤や受台は伴わない。

材質は本体が砂岩で、台座第一段が花崗岩、第二段から第四段は地元産の凝灰岩と推定される。銘は全て阿吽形の台座第一段に刻まれている。正面と内側の銘は阿吽形ともに共通で、正面は「奉献」、内側には「弘化二年　正月吉日　世話人　備中玉島　西國屋　半十良　當國　栄久丸　安兵衛」と刻まれている。裏面と外側については阿吽形でそれぞれ異なっている。阿形の裏面には「氏子中」と刻まれているが、外側にはなにも刻まれていない。吽形の裏面には「大坂　長門屋吉兵衛　下之関　高瀬屋吉兵衛　同所　鍛冶屋清七　當國　大麻丸新兵衛　以下一四名」、外側には「細工人　備中玉島　安田屋　新蔵」と刻まれている。

岡山県内に所在する安田屋新蔵銘狛犬と比較すると、腰を落として座り、子獅子をじゃれつかせた様相は、天津神社（倉敷市連島町）のものと共通しているが、耳が後に流れるなどの顔形については大歳天神社（浅口市鴨方町）のものと類似しているようである。先稿で解説した安田屋新蔵銘狛犬の変遷に当てはめると、Ⅰ-２期に該当し、奉納年も弘化二年（一八四五）と大歳天神社（浅口市鴨方町）の狛犬と同じ年である。

以上のように、榊宮に奉納された狛犬は、形態的には岡山県内に所在する安田屋新蔵銘狛犬と類似しており、時期的な齟齬も認められないものである。ここで注意しなければならないのは次の二点である。

ア　石工銘が台座第一段に刻まれていること

イ　台座第二段以下に地元石材である凝灰岩が使用さ

れていること

狛犬の形態及びアからは、本体と台座第一段の制作は安田屋新蔵によるものであることがわかる。また、イからは台座第二段以下の制作及び設置において地元石材に精通した地元石工の関与がうかがえる[5]。榊宮周辺にはここを「なわばり」とした地元石工が存在したことがわかる。ここには先稿に記した「銘を台座に刻む狛犬が分布する範囲は安田屋新蔵の石工としての商売範囲＝「なわばり」である」という結論との齟齬が現れる。

表1　銘の位置と神社の関係

銘の位置	奉納神社	神社の位置
台座銘	最上稲荷神社・ 厳島神社・柏島神社	玉島周辺 （半径 5km 圏内）
	布瀬八幡神社・榊宮	遠隔地 （半径 5km 圏外）
方座銘	天津神社・大歳天神社	

そこで、安田屋新蔵銘の狛犬の石工銘について、銘の刻まれた位置と奉納神社の関係を再整理すると**表1**のようになる。この表からは、台座銘＝近在（「なわばり」内）、方座銘＝遠隔地（「なわばり」外）といった単純な関係ではないことがわかる。こうした点についてはすでに尾道石工銘の狛犬について検討した際に指摘している[6]。そこでは「尾道」という「ブランド力」を持った尾道石工とそうではない安田屋新蔵とでは銘のあり方が少し異なるのではないかと考えていた。尾道石工の場合、遠隔地であっても台座銘の狛犬が奉納されているのは、その「ブランド力」ゆえであり、尾道石工自身が訪れて設置まで行い、地元石工の関与を許していなかったのではないか。安田屋新蔵にはそこまでのネームバリューがなかったために遠隔地には方座銘の製品（本体のみ）を販売したと考えたのである。しかし、安田屋新蔵の場合でも遠隔地に台座銘の狛犬が存在することから、尾道石工と安田屋新蔵を区別する必要性は薄れてくる。ただ、凝灰岩の使用によって地元石工との協同作業であることが明確であり、台座銘であるからと言って「地元石工の関与を許していなかった」との考えも成り立たない。

表2　制作者と流通形態の関係

	銘の位置	制作者		流通形態
		本体	台座	
①	方座銘	銘石工	他石工等	本体のみの流通
②	台座銘	銘石工		本体・台座の流通
③		他石工	銘石工	本体のみの流通

表2は、「なわばり」つまり石工居住地と奉納地との距離の関係をひとまずおいて、狛犬の制作と流通形態の関係に限定してまとめたものである。①は方座銘の狛犬についてで、この場合、

本体は銘を刻んだ石工（銘石工）の作であり、台座は狛犬本体が売られていった奉納先の神社近在の石工（他石工）が制作したものと考えられる。台座銘については②と③の二通りのあり方が推定される。②は銘石工が本体及び台座を制作した場合である。③は狛犬本体は銘石工以外が制作したものが購入され、台座を銘石工が制作した場合である。安田屋新蔵銘狛犬に当てはめれば、天津神社（倉敷市連島町）と大歳天神社（浅口市鴨方町）の二対が①に該当し、それ以外の四対が②に該当する。③に該当するものはないと考える。

ただし、榊宮の狛犬については、銘を刻んだ台座第一段は花崗岩であるが、台座第二段以下に地元石材である凝灰岩を用いていることから、地元石工が関与していることは明らかである。従って②の場合おいては、全体を銘石工が制作する場合と台座下段の制作に他石工が関与する場合があったことが推定される。前者は最上稲荷神社（倉敷市玉島八島）、厳島神社（倉敷市連島町西浦）、柏島神社（倉敷市玉島柏島）、布瀬八幡神社（高梁市備中町）の狛犬であり、[7] 後者が玉名市の榊宮の狛犬である。

以上から、安田屋新蔵は狛犬を販売するにあたって、本体のみの場合は方座に銘を刻み、本体と台座のセットで販売する場合は台座に銘を刻んだと考えられる。さらに玉名市の榊宮の例では、設置に当たって地元石工が台座第二段以下を制作して付け足したと言うことであろう。こうしてみると先稿で述べた石工居住地と奉納地との距離の関係ひいては「なわばり」についての考察は結論を急ぎすぎたものと思えてくる。「石工銘の刻まれた位置には石造狛犬の流通形態の一端が示されている」とのこれまでの考えは変わらないが、石工同士の関係はそれほど単純なものではないということであろう。このように石工が自分の居住地から離れた土地の神社に奉納される狛犬を制作する場合について、地元石工との関係など、もう少し類例を集めて再度検討してみたい。

西国屋半十郎の狛犬寄進

ここでは先稿で注目することのなかった狛犬の寄進者について採り上げてみたい。というのも、玉名市には玉島の商人であった西国屋半十郎の名が刻まれた狛犬が三対存在するからである。

西国屋半十郎の名を刻んだ狛犬が奉納されているの

は、前項で述べた榊宮（玉名市滑石）の他に住吉神社（玉名市大浜町）と繁根木八幡宮（玉名市繁根木）である。

住吉神社（玉名市大浜町）の狛犬は形式が座形で、阿吽形ともに頭部は比較的小さく、耳は垂れる。吽形には角が有り、顔をわずかに正面に向けている。阿吽ともに胸部が張り出すのが特徴的である。阿形には男性器が表されているが、吽形にはなにも認められない。尾の形状は、阿形では基部中心に上下に並ぶ二個の巻毛、その左右に各三個の巻き毛縦一列に配し、立上部は一房が鋭く立ち上がる。一方、吽形の尾は、基部中心の巻毛が一個である点が阿形と異なっている。方座には牡丹を含めてなんら装飾等は施されておらず、銘等も刻まれていない。台座は第三段まであるが、盤や受台は伴わない。ただ、台座第一段については高さが高く、また下部をくりぬいて盤状とする加工を施しているのが特徴である。

材質は本体を含めて台座第三段まですべて花崗岩である。銘は全て阿吽形の台座第一段に刻まれている。正面の銘は阿吽形ともに共通で、「天保十五年　奉献　甲辰正月吉日」と刻まれている。その他の面については阿吽形でそれぞれ異なっている。阿形の内側には「摂刕大坂長門屋吉兵衛　備中玉島西國屋半十良　高瀬　宮崎屋吉兵衛」、裏面には「願主民吉丸幸助以下五名」、外側には「長刕赤馬関　高瀬屋吉兵衛」と刻まれている。一方、吽形では内側に「晒村　榮久丸安兵衛　蛭子丸又助」、裏面に「宝壽丸壽吉　以下五名」、外側に

写真２
熊本県玉名市大浜町
住吉神社
（前川清一氏撮影）

は「長劭赤馬関 石工小倉清八」と刻まれている。

繁根木八幡宮（玉名市繁根木）の狛犬は、やはり形式が座形である。阿形の頭部は大きく、顔形はやや丸っこいイメージであるが、吽形は顎ががっしりとしてやや角張って見える。阿吽形ともに顔をわずかに正面に向けている。阿吽形ともに鬣は直毛で、耳は横に突出するが、角は吽形にのみ備わっている。性別の表現は認められない。尾の形状は、六～七房の巻毛を配した基部から十房の立上部が上に延びる。中央の主房が特に上に立上がり、後房が続く。脇房は主房と後房の横に二房ずつ並び、主房を囲みはしない。前房は無いが、前垂房は左右に二房が表現されている。方座には正面と内側と裏面に牡丹装飾が施されているが、外側には何も刻まれていない。正面と裏面の牡丹の左右には唐草を伴っている。台座は第三段まであり、盤や受台は伴わない。

材質は本体が砂岩製で、三段の台座はすべて花崗岩製である。銘は全て阿吽形の台座第一段に刻まれている。[8]内側の面には阿吽形とも共通で「奉献」の文字が大きく刻まれている。その他の面については阿吽形でそれぞれ異なっている。阿形の正面には「嘉永七甲寅 三月吉日」と刻まれ、裏面と外側には何も刻まれていない。吽形では正面に「世話人 高瀬 畚宮﨑屋彦太郎 同所 八百屋勝助 サラシ 榮久丸安兵衛 大□町 榮来丸甚蔵 備中玉嶋港 西國屋半十郎」、裏面に「嘉永七甲寅 三月吉日」と刻まれている。石工銘は確認できない。

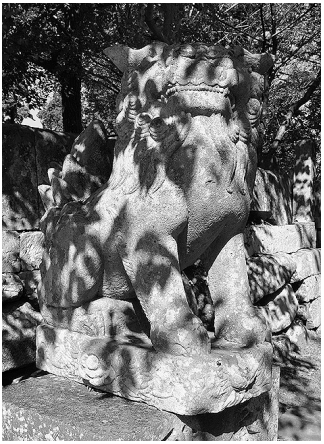

写真３
熊本県玉名市繁根木
繁根木八幡宮

以上が西国屋半十郎の名が刻まれた狛犬の詳細であるが、その出自には興味深いものがある。時系列的に見ると、まず天保十五年（一八四四）に奉納された住吉神社の狛犬は、下関の石工の作である。下関は当時、赤間関とも呼ばれており、石工もそれを名乗りに使用している。[9]続いて弘化二年（一八四五）に奉納された榊宮の狛犬は西国屋半十郎の本拠地である玉島港の石工 安田屋新蔵の作である。最後に嘉永七年（一八五四）に奉納された繁根木八幡宮の狛犬については石工銘が確認できないが、形態的には尾道石工が制作したものと考えて間違いないものである。[6]つまり、西国屋半十郎は本拠地の港（玉島）、そして瀬戸内中部の有力港（尾道）、さらに瀬戸内海航路の終点（下関）でそれぞれ狛犬を調達し、玉名市の各神社に奉納しているのである。蛇足ながら、玉名市の小島菅原神社には大坂で制作されたと考えられる狛犬も奉納されており、玉名市内だけで瀬戸内北岸航路の起点から終点までの地域で制作された狛犬を見ることができるのである。それはまさに「狛犬が示す海の道」と言っても過言ではないだろう。[10]

では、西国屋半十郎が玉名市の神社に次々と狛犬を奉納した動機はどこにあったのであろうか。西国屋半十郎は玉島港の西浜に居を構えた廻船問屋の一人である。西国屋は屋号で、姓は萱谷氏、代々半十郎を名乗っている。その取引先としては、出羽、越後、能登等の日本海側とともに肥後、大坂なども挙げられている。[11]

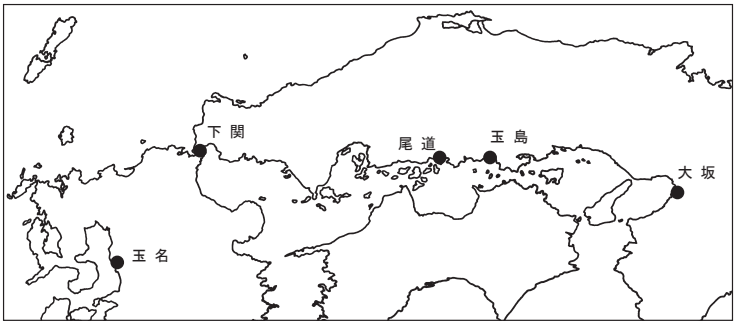

図１　狛犬の制作地と玉名

こうした廻船問屋などの商人が、取引先の地方に所在する神社に狛犬などを奉納する背景については、小寺慶昭氏がすでに指摘している。[12]氏は日本各地の神社に奉納された浪花狛犬を取りあげ、その寄進は信仰

心の現れというだけではなく、大坂商人がみずからの販路を拡大するための手段であったとしている。取引先の村人たちの歓心を買い、「信頼を持続していくための有効な方法」というわけである。

また、玉名市は熊本県北部に位置し、江戸時代には菊池川の河川交通（高瀬舟）を利用した物資集散地であった。玉名市高瀬には大坂へ運ぶ熊本藩の年貢米を集積する高瀬御蔵も置かれていた[13]。さらに、この地域の問屋と玉島の問屋の間に備中綿の取引が行われていた記録[11]も残っており、玉島の廻船問屋にとって玉名地域が重要な取引先であったことは間違いないであろう。

江戸時代後半期の玉島港は、周辺の中小の港が力をつけてくるに伴い、次第に斜陽化していたことも指摘されている[11]。そのような中で西国屋半十郎は玉名地域の取引先を確保するために周辺の神社へ狛犬の寄進を次々と行い、地域の信頼を得ることに努め、商取引を継続していったのであろう。現在なら、企業が社会に対して行う利益還元の一形態とでも言えるだろうか[14]。

おわりに

本稿では熊本県玉名市に所在する安田屋新蔵銘狛犬を素材に、狛犬という石造物の流通形態について再検討を行った。結果、先稿においては事象を単純化するあまり、結論を急ぎすぎた面があると思われる。今後はもう少し類例および文献資料などの充実を待って、これまでの拙論との整合性も含めて考え直し、再検討してみたい。

また、玉名市に所在する三か所の神社に奉納された狛犬に、玉島の商人である西国屋半十郎の名が世話人あるいは寄進者として刻まれていることを紹介した。これは西国屋半十郎が玉名地域を取引先としてかなり重視していたことの証左でもあろう。これまでの研究でも大坂や尾道などの商人が取引先、とくに日本海沿岸地域の神社に石造物を奉納した例はよく採り上げられている[15]。今回は玉島の商人についても同様の例を紹介することができた。こうした例を地道に確認していくことも、近世後半期の交易の様子や地域間の関係を理解する上で必要であろう。

註

（1）藤原好二「玉島石工　安田屋新蔵とその狛犬」『倉敷の歴史』

第二三号　二〇一三。

（2）藤原好二「彦崎石工 山本兼松とその狛犬」『岡山市埋蔵文化財センター紀要』第四号　二〇一二。

（3）狛犬の部位・部材名称等の用語については、先稿において記載したものとは異なっていることをお断りしておく。詳細については次の文献を参照していただきたい。

藤原好二「尾道型狛犬の変遷」『岡山市埋蔵文化財センター紀要』第六号　二〇一四。

（4）このことについてはすでに玉名市在住の研究者である前川清一氏が詳細を調査しており、それをたどることにはなるが、倉敷市においてはまだあまり知られていないようなのであえて紹介することとしたい。

前川清一「菊池川下流域における江戸後期の石造狛犬について」『歴史玉名』第七〇号　玉名歴史研究会。

（5）台座第二段以下が当初からのものではない可能性もあるがその場合、本体と台座第一段のみでは神社の敷地規模に比して見劣りするものと思われる。ここでは、台座第二段以下も当初からのものであるとみておく。

（6）藤原好二『尾道型狛犬の研究』私家版　二〇一四。

（7）厳密に言えば、台座下段も花崗岩で制作されている場合、そこに他石工の関与の有無を読みとることは困難である。また、布瀬八幡神社の狛犬については、台座は第一段までしかない。

（8）この狛犬については、台座と本体の向きに整合性が無く、後世の改変と言われている。台座については、現在の内側を向いている面が本来の正面と推定される。

前掲註（4）文献。

（9）「石工 小倉清八」銘の狛犬は、天保二年（一八三一）に山口県下関市彦島福浦町の金比羅神社に奉納されたものがある。

岩﨑仁志「市宝系狛犬と赤間関系狛犬について」『山口考古』第三二号　二〇一二。

（10）榊宮に奉納された安田屋新蔵銘狛犬の石材についても、本体は砂岩で、おそらく大阪方面の産出であり、台座第一段は瀬戸内産の花崗岩、台座第三～四段は地元産の凝灰岩と、その構成は広域流通の結果を反映したものである。

（11）大田茂弥『郷土史講座テキスト 玉島地方史』下　一九九一。

（12）小寺慶昭「教材としての狛犬の研究（一）」『龍谷大學論集』四七九　二〇一二。

（13）『玉名市史 通史篇上巻』玉名市　二〇〇五。

（14）狛犬に限らず、玉垣・鳥居などについても同様のことが言える。なお、西国屋半十郎は地元玉島においても柏島の円通寺に銅造地蔵菩薩半跏像を造立している。

斉藤孝「46 銅造地蔵菩薩半跏像」『新修倉敷市史』第十三巻美術・工芸・建築　一九九四。

（15）青木 茂「第三節 石細工」『新修尾道市史』第四巻 尾道市役所　一九七五。

利根川晃義・岡本英克『糸魚川沿岸地域の備後尾道石工の石造物と能生地区の回船』能生ふるさとサークル　二〇〇五。

前掲註（12）文献。

〔謝辞〕 熊本県玉名市榊宮に安田屋新蔵銘狛犬が存在することについては、福山自動車時計博物館の宮本一輝氏より情報をいただいた。また、熊本県玉名市の前川清一氏には自著を送付いただくとともに、貴重なご教示ならびに写真の提供をいただいた。末筆ながら記して感謝いたします。

（ふじわら　こうじ　倉敷埋蔵文化財センター主任）

史料群紹介

倉敷市指定重要文化財倉敷義倉文書

山本太郎

はじめに

「倉敷義倉文書」（倉敷義倉関係文書三八七点、（附）文書収納和箪笥〔油単掛け〕一棹）は、平成二十四年十一月二十日に倉敷市指定重要文化財（第六六号）に指定された。指定理由として、倉敷義倉（ぎそう）の制度設立から明治五年（一八七二）までの事業内容が記された歴史的に大変貴重な資料であることに加え、東日本大震災を契機に、地域でつながり、互いに支え合い、助け合うことの大切さが見直されている折、倉敷義倉に関する文書を末永く後世に残し顕彰する意義が挙げられている[1]。この文化財指定を記念し、歴史資料整備室が主催した平成二十五年の第一回資料展示会では「倉敷義倉とその人物」をテーマに、倉敷義倉文書を軸として、他の史料群からも関連性の高い資料を抽出して展示を行った[2]。

この倉敷義倉文書の調査と整理の経緯、倉敷義倉と倉敷義倉文書の概要について紹介したい。

一　倉敷義倉文書の調査と整理の経緯

倉敷義倉文書は、発起者であり世話人である俵屋岡氏の家に伝えられていたが、明治の初年同家断絶の後は宮崎屋井上家に保管されていた[3]。昭和五十八年（一九八三）三月に井上家一四代当主井上榮夫氏により倉敷市立倉敷図書館（当時）に寄贈された。文書は専用の箪笥に納められており、箪笥は「義倉書類」と白く染め抜かれた細木綿の油単で覆われていた。図書館でもガラスケース内

で主要な帳簿は説明をつけて展示されたこともあるが、そのうち倉敷市立中央図書館の地下に置かれていた。[4]

倉敷市史研究会近世部会は、史料集中調査という形で、岡山大学文学部・教育学部の学生などの協力を得て、平成六年（一九九四）四月五日～七日に倉敷市立中央図書館所蔵倉敷義倉文書の分類・整理・カード作成を行った。一部残った史料は倉敷市史研究会の大森久雄氏などが後日整理した。市史編さん室は平成六年五月～十月に文書のマイクロ撮影を行った。マイクロフィルムは八本、コマ数は八一七八コマに及んだ。そして、平成七年一月二十一日、市史編さん室は「倉敷義倉関係文書分類仮目録」を発行した。点数は三八七点である。のち、平成十八年（二〇〇六）四月二十七日に倉敷市立中央図書館から倉敷市総務課歴史資料整備室へ移管された。マイクロフィルムは電子化しており、現在歴史資料整備室で閲覧することができる。また簡略な文書目録を歴史資料整備室のホームページで公開している。

倉敷義倉文書（一部）**と収納和箪笥**（油単掛け）

二　倉敷義倉とは

義倉とは、社倉（しゃそう）・常平倉（じょうへいそう）とともに三倉と称され、江戸時代重視された貯穀である。本来、それぞれに違いがあるが[5]、義倉と社倉の区別は概念的なものであって、実際においてはあいまいであった。

倉敷義倉[6]は、明和六年（一七六九）六月、播磨屋安右衛門[7]と岡雲臥（おかうんが）[8]の発起により発足した。「義倉条約」によると、義倉の目的は永代に窮民を救うことである。義衆が家産の厚薄によらず、強制ではなく「義志」の浅深に任せ、一〇年間義麦（ぎばく）を拠出する。義麦の等級は四石から三斗ま

で八段に分ける。当所に檀家を持つ寺院の住職五人を義衆に加える。毎年六月に、五カ寺を輪番に使い義衆は修義会という会合をする。出された義麦を義衆が借り受け、一年に一〇分の一の利息をつけて返し年々増やしていく。義衆は一〇組に分ける。たとえば毎年五〇石ずつ拠出し、一〇組が五石ずつ借り、一年に一〇分の一の利息をつけて返せば、**表1**のように一〇年目には元麦（五〇〇石）と利息を合わせて約八〇〇石になる。一〇年目以降は義麦の拠出を止め、毎年の利息八〇石を、出した義麦に比例して義衆へ割り戻す。七年すれば元麦五〇〇石を割り戻して六〇石余る。初年から一六年のうちには、たとえ飢饉があっても義麦を少しも分散しない。割戻しを完了した一七年以降はもっぱら窮民を救い飢饉に備える。一七年以後は一年の利息を二〇分の一にして借り受ければ、利息は四〇石となり、義倉の世話をする倉敷村の五カ寺へ五石を寄進し、残りの三五石で身寄りのない者を救う。毎年身寄りのない者を五カ寺から尋ね出し、五カ寺から施行する。[9] ここから、義倉の目的は窮民を救うことだけではなく、義衆がお互い融通し助け合う相互扶助にもあったことが読み取れる。

表1　義倉目論見

年	元麦（石）	利息（石）	計（石）
1	50	5	55
2	105	10.5	115.5
3	165.5	16.55	182.05
4	232.05	23.205	255.255
5	305.255	30.5255	335.7805
6	385.7805	38.57805	424.3586
7	474.3586	47.43586	521.7944
8	571.7944	57.17944	628.9738
9	678.9738	67.89738	746.8712
10	796.8712		

明和六年には七四人の義衆から五二石の義麦が集まった。[10] もっとも麦で取り立てて囲い置くと虫や鼠などで減石するので、麦一石値段を銀五〇匁に決め実際には銀で取り立てた。しかしその後は目論見どおりにいかなかった。義倉銀の利息は年一割では借りる者が不勝手なので八％になった。[11]

義倉発起の年に早くも凶作になり、明和七年春飢人が出たため、安右衛門と雲臥は義倉とは別に夫食米を取り集め、救済した。その残米を売払って仮に義倉へ入れたが、明和八年春にも飢饉が起こり、庄屋が立て替えて飢人を救ったので元利とも庄屋へ渡した。[12]

明和六年六月と七月に、成羽屋与右衛門・堺屋半十郎・新屋文平・俵屋又五郎が二貫八八五匁[13]の義麦銀を借り、明和七年六月十日に八％の利息をつけて戻し、同年集まった義麦銀との合計六貫四一七匁余を成羽屋与右衛

門ら七人が八％の利息で借りた[14]。このように繰り返し、発起から一〇年過ぎて安永七年（一七七八）には貯麦代銀が三六貫六四五匁余になったので、当初の計画どおり義麦銀の拠出はここで止め、翌年から四年間、一年に約五〇石ずつ合計二〇〇石（代銀約一〇貫匁）を義衆へ割り戻し、八％の利息による義麦銀の貸付は継続した。天明三年（一七八三）に元利が四一貫匁余になった。ところが天明三年・四年・六年は凶年であったため割戻しを中止し、当初の計画と違って初年から一六年たたないうちに、村内の困窮人への夫食米代と平年に渡世が難儀な者へ夫食を遣わせた代銀二六貫六五〇匁余を出費したため、天明八年六月の時点で残高は二五貫六六〇目余になった[15]。その年に幕府から凶年の備えに夫食貯えを命じられたことを機会に、従来の古義衆（明和六年の義倉条約に義衆として記された人々）から四四人、約外義衆（条約後に追加された義衆）から一人に加え、新義衆二六人が新規に出麦を行った[16]ことで、麦六〇石二斗（代銀三貫一〇匁）を取り集め、二八貫七七五匁余を貸し付けた[17]。寛政元年（一七八九）と同二年にも同様に義麦銀を拠出した。

寛政三年には、発起のとき雲臥と安右衛門が考えたように四〇貫目余、麦で八〇〇石余になったので、義麦銀拠出をやめ、銀四〇貫目を八％の利息で貸し付け、残銀一貫九八四匁余を義衆の元銀の内へ割戻しを開始した[18]。寛政三年と四年には、天明八年から寛政二年まで三カ年出麦の内、それぞれ天明八年出麦の一部と寛政元年出麦分を割戻した[19]。ところが寛政四年秋が凶作だったため、困窮の者へ寛政五年二月に貸した麦九〇石の取立不足の代銀等を、前年貸し付けた利銀の内から取り欠けたので、寛政五年の割戻しは延引した[20]。寛政六年と七年で、天明八年から寛政二年まで三カ年出麦への割戻しを皆済し、寛政七年から、天明二年以来延引になっていた古義衆への元銀割戻しを再開した[21]。発足から三二年目の寛政十二年に至り、古元麦の割戻しを完了したうえ、銀約四〇貫、麦にして約八〇〇石の資本を形成した。発足から五八年目の文政九年（一八二六）には帳面上は義倉銀八五貫余に達したが[22]、この少し前ころから貸金元利返済の停滞によって経営が次第に困難になった[23]。文政五年から利息を五％にし、貸付銀のうち一年に一割ずつ借主に払い入れさせ、およそ一四年で元利を皆済するよう義衆が取り決めた[24]。たとえば銀一貫目の貸銀がある場合は**表2**のよう

な計算になる。

文政の末から天保の初めにわたる数度の凶荒に際して多額の救恤を行った。特に文政十二年には米価が高騰し疱瘡が流行したため、「夫食米代救銀」「困窮人救銀」として助勢銀を渡し多額の出費が行われており、凶作になった天保四年（一八三三）十二月にも村方会所において助勢銀を渡したため多額の出費がなされている。このため経営が困難になり、弘化四年（一八四七）にはわずか銀一七貫余になった[25]。嘉永三年（一八五〇）の大洪水に際しても多額の救恤を行った。その後再び漸増し、明治二年（一八六九）には銀六四貫余になったが、その多くは回収不能で、在金は二一貫余に過ぎなかった。加えてこの年凶荒のため出費はますます増加した。明治三年からは金での勘定に切り替え、勘定尻が金七三〇両余になった[26]。

林孚一は、義倉の経営が困難になっているため、嘉永二年（一八四九）に修義会で続義倉を提案したが、「今の金が一応尽きてからでよい」という考え方が大勢で賛成者が少なく、不成立になった。明治二年、義倉の修義会後に林孚一らが続義倉結成のため周旋しているとき、七月に四十瀬堤が破損し、二三カ村が水につかった。倉敷村では翌年四月二十九日まで炊き出しが続けられた。明治三年は豊作で、人心も落ち着いたので、修義会で林孚一らが今度こそと続義倉を提案し、周旋に努力した結果ついに義衆七七人が調印して十月に続義倉が発足した[27]。

今度は金で、三〇〇両から二五両まで八等級に分けて、毎年二回、一〇分の一ずつを出して五年間で支払い、集まった義金は利子をつけて貸した。もとの義倉は明治五年まで救貧事業を継続し、二月二日の明倫館で行われた修義会で残金四五〇両永九八一文七分五厘になり[28]、続義倉へ引き継いだ。続義倉は明治八年に醵金（きょきん）を完了し、資

表2　文政5年からの義倉年賦銀算用

年	元銀（匁）	利銀（匁）	払入（匁）	残銀（匁）
1	1,000.00	50.00	100.00	950.00
2	950.00	47.50	100.00	897.50
3	897.50	44.88	100.00	842.38
4	842.38	42.12	100.00	784.50
5	784.50	39.23	100.00	723.73
6	723.73	36.19	100.00	659.92
7	659.92	33.00	100.00	592.92
8	592.92	29.65	100.00	522.57
9	522.57	26.13	100.00	448.70
10	448.70	22.44	100.00	371.14
11	371.14	18.56	100.00	289.70
12	289.70	14.49	100.00	204.19
13	204.19	10.21	100.00	114.40
14	114.40	5.72	100.00	20.12

典拠：倉敷義倉文書5-3「文政五年壬午六月　義倉年賦銀請取算用帳　義倉会所」

金五七七六円余となった。五年据え置くはずだったが、同年は不況で、義衆の中にも困難な者が少なくなかったので、同年九月元金を全部返した。残金一七四五円余で以後救貧事業を継続してきたが、明治三十一年に事業を終了した。残金のうち二一三円余を使って明治三十七年には義倉の発起者の岡雲臥の頌徳碑が鶴形山に建立された[29]。なお続義倉の周旋に尽力した林孚一の頌徳碑も明治三十年に鶴形山に建てられている。

三　倉敷義倉文書の概要

倉敷義倉文書三八七点を内容によって分類すれば表3のようになると考えられる。「倉敷義倉関係文書分類仮目録」を作成したとき内容ごとに一応分類されていたが、内容の精査が不十分な部分がみられるので、今回改めて内容を精査したうえで分類してみた。これらのうち主なものをとりあげ、それぞれの内容と主な文書について簡単に解説する。

①【義倉の発起】は、明和六年（一七六九）六月の義倉の発起に関する文書である。「義倉条約[30]」は、義倉設立にあたって定められた条文（二二カ条）である。義倉の目的、運営方法、義衆の進退、飢饉時の対応などを記し、末尾には義倉監護の五カ寺住職と義衆六九人、さらに約外追加六人を記している。「義麦等録[31]」は、拠出する麦の等級と拠出者の名前を記したものである。

②【出麦】は、連年の出麦に関する文書である。「出麦連名之帳[32]」は、古義衆・約外義衆・新義衆に分けて、一人ずつについて義麦の石高を記している。「義麦毎年増減帳[33]」は、明和六年から安永四年までの拠出された義麦や合力麦（義麦を援助する麦）の石高などを記している。

④【義倉会計帳】は、年を追って義倉の会計を

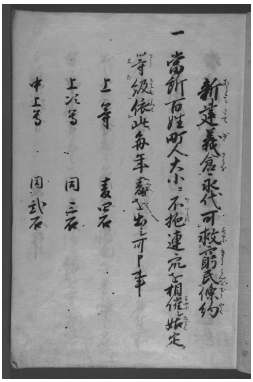

義倉条約

表３　倉敷義倉文書の分類

分類		具体的文書	年代	文書番号
①	義倉の発起	義倉条約，義麦等録	明和6年	1-1～1-2
②	出麦	出麦連名之帳，義麦毎年増減帳	明和6年～安永4年，天明8年，文化8年	1-3～1-4
③	義倉勘定（仮）帳	義麦勘定副帳，義倉勘定帳，義倉勘定仮帳など	明和6年～7年，安永2年，文政12年～明治5年	1-6, 1-8, 1-13～1-57
④	義倉会計帳	義麦会計帳，義倉会計帳	明和6年～明治5年	2-1～2-9
⑤	貯麦蔵仕様	貯麦蔵仕様帳	明和7年	1-5
⑥	明和七年賑窮米	賑窮米勧進帳	明和7年	1-7
⑦	出銀割戻帳	儀倉出銀割戻帳	安永8年～文政9年	9-1
⑧	代官役所への書上	義倉銀御尋ニ付書上帳など	天明8年，寛政3年，寛政5年	15-2-1～15-2-4
⑨	算用帳	義倉貯穀算用帳，地子米家賃算用帳，義倉年賦銀請取算用下帳，義倉田畑屋敷預算用帳，義倉田畑小作米銀算用帳	享和元年，文化5年，文政5年，天保6年，弘化2年，文久3年，元治元年	5-1～5-7，12-2
⑩	寄附銀	寄附銀預勘定通，寄附銀諸入用渡帳	享和元年～文化9年，文政7年～文久２年	3-1～3-3，15-1
⑪	質入証文	質地証文，質入証文，質地相渡年賦証文など	享和2年，文政4年，天保2年，天保3年，天保8年	1-9，19-1～19-8
⑫	新田小前銭貸付一件	新田百姓共江貸附銭出入勘定帳，新田小前銭貸渡請取など	文化14年，文政2年	6-1～6-2，7-1～7-2，8-1～8-2，8-5，11-1～11-2，18-1
⑬	貸附銀	義倉貸付銀勘定帳，義倉銀貸附取立帳など	文政8年，天保2年，天保3年，天保5年～天保8年，天保10年，天保11年	6-3～6-5，7-3～7-4，8-4，11-3～11-4，15-3～15-4，16-1～16-3
⑭	請取帳	義倉銀年賦請取帳	文政4年～文久2年	8-6
⑮	義倉書類	貸家造作入用書類など	文政11年～12年	1-10～1-11
⑯	後証書類	義倉条約遵守願書など	文政12年	1-12
⑰	助勢銀	助勢銀渡請印帳など	文政12年，亥年	8-3，12-5
⑱	夫食通	夫食通	天保元年～天保7年，文久元年～慶応2年	4-1～4-6，10-1～10-2
⑲	廻状	修義会開催廻状	天保2年～慶応3年	13-1～13-28，15-5
⑳	小作証文	小作証文，預米預畝請印帳	天保2年～天保3年，天保5年	17-1～17-3
㉑	地子米	地子米勘定帳など	天保8年，弘化2年，文久元年	6-6，11-6，12-1，12-3～12-4，16-4
㉒	捨子	捨子養育料受取	天保10年	14-1，14-15-1
㉓	世話料	義倉世話料年々勘定覚帳	文久3年～明治5年	11-5
㉔	その他一紙もの	覚，年貢米銀請取，船倉屋敷貸家売渡入札書類など	文化8年～明治2年など	14-2～14-14，14-15-2～14-16-5，16-5～16-7，18-2，20-1

漏らさずまとめた帳簿で、義倉の財政状況の変遷を検討するうえで最も基本となる文書である。義麦・合力麦を拠出した人物とその石高（銀高）、必要経費、義麦銀を借りる人物（証人も）とその額、借りるために質入れした田畑屋敷、義麦銀元利を返済した人物とその額、などが年ごとに記され、五カ寺が勘定を確認して押印している。明和六年の発起から明治五年の続義倉への合流までそろっているが、残念ながら破損や汚損のため読み取れない部分がある。

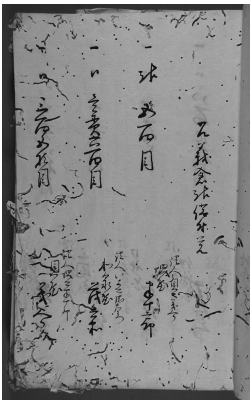

義倉会計帳

⑤【貯麦蔵仕様】「貯麦蔵仕様帳」[34]は、義麦を納める蔵を建てるための仕様を記した帳面で、材木・瓦・縄などの資材の数や費用、人夫賃などを記している。実際には蔵は建てられなかったが、幻の計画を示す文書である。

⑥【明和七年賑窮米】「庚寅賑窮米勧進帳」[35]は、義倉発足直後の明和七年春に飢人が多く出たので、原田安右衛門と岡雲臥が発起となり、賑窮米を勧進した記録である。

⑦【出銀割戻帳】「儀倉出銀割戻帳」[36]は、安永八年から開始した、義麦銀の割戻しの文書である。先述したように四年間割戻していったん中止し、寛政三年に割戻しを再開して寛政十二年に完了した。

⑧【代官役所への書上】は、倉敷代官役所などからの尋ねに対して、倉敷村村役人が義倉銀の勘定を報告した文書である。

⑫【新田小前銭貸付一件】は、文化十四年（一八一七）二月に新田百姓七六人が、前年の凶作による困窮を理由に村方から七五銭[37]二貫六〇〇目を借用した一件に伴う文書である。文政三年に至り払入不足残額を義倉からの貸付に変更した。[38]この貸付は継続していたが、天保五年（一八三四）に帳消しにした。[39]

⑯【後証書類】は、後に証拠となる書類を文政十二年（一八二九）にまとめたものである。[40] その中の「乍恐以書附奉願上候」[41]は、新禄に属する三人が、庄屋七太夫の義倉からの借入銀の滞納や六左衛門（俵屋）・源左衛門（播磨屋）の義倉役料の中止、六左衛門の義倉運営の怠慢を代官役所へ訴えようとしたもので、義倉の運営にも新禄と古禄の対立が影を落としていることが分かる。[42]

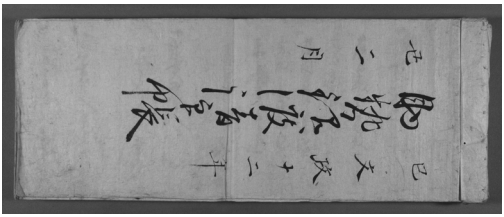

助勢銀渡請印帳

⑰【助勢銀】は、凶荒に際して一般の窮民に助勢を支給したことに伴う文書である。「助勢銀渡請印帳」[43]は、文政十二年、米価の高騰と疱瘡の流行のため困窮した五〇八人に銭一〇六六貫文を助勢した帳簿である。

⑱【夫食通】は、困窮者に夫食米や夫食米代を渡した記録である。天保元年（一八三〇）～同七年と文久元年（一八六一）～慶応二年（一八六六）に実施された記録がある。

⑲【廻状】は、義倉会所が義衆に対し、修義会を行うので六月十日に寺へ集まるよう呼びかけた文書である。借り入れた銀を四ツ時（午前十時ごろ）までに間違いなく持参すること、などが伝えられている。

㉒【捨子】は、義倉が捨子養育にかかわったことを示す文書である。「差出申一札之事」[44]は、天保八年（一八三七）に新川町の善平が、会所門前に捨ててあった捨子伴蔵を預かり、養育料として義倉から毎月七五銭を三〇匁ずつ支給されていたが、天保十年に善平が金二両とともに伴蔵を貰い受けた文書である。

おわりに

倉敷義倉は、続義倉を含めると創立以来一二九年にわたって、窮民救済と相互扶助という目的を遂行したことは実に称賛に値しよう。「義倉条約」に示される当初の計画は論理的で緻密である。事業実施の方法を見ると寺院・村役人との間の連携を滑らかにし、毎年各寺院で修義会を催してすべて衆議によって決したことは実に賢明なやり方である。救貧の方法も当初の計画を墨守するのみではなく、時宜に応じて臨機応変に行っている。まさ

に倉敷の誇りといえる事績である。

倉敷義倉文書は、この倉敷義倉の事跡を細大漏らさず伝える非常に貴重な史料群である。この史料群を活用した研究が一層進むことを期待したい。

註

（1）倉敷市指定重要文化財答申書（平成二十四年十月二十五日）。

（2）立石智章「平成二十五年度資料展示会　倉敷義倉とその人物」（『倉敷の歴史』第二十四号、二〇一四年）。

（3）『倉敷市史』第三冊（名著出版、一九七三年）一〇二一頁。

（4）「倉敷義倉文書に関する調査書」（平成二十四年九月二十八日）、「倉敷市指定重要文化財指定申請書」（平成二十四年十月一日）を参照した。

（5）三倉のうち、①常平倉は米価の調節を目的とするもの、②社倉は多数の者が任意にそれぞれ身分相当に穀物を出し合って各居村に貯穀をなし、自治的に処理するもの、③義倉は富裕者の義捐または課徴によって穀物を出させ、政府がこれを管轄して便宜な重要なところに貯穀をなし、入用の時に窮民に給与する制度であるとされる（本庄栄治郎『史的研究　天災と対策』大阪毎日新聞社・東京日日新聞社、一九二四年）。

（6）倉敷義倉及び続義倉については、永山卯三郎編著『倉敷市史』第三冊・第九冊（名著出版、一九七三年）、内池英樹「近世義倉組織の一考察（上）―倉敷義倉を事例として―」（『岡山地方史研究』八〇号、一九九六年）、同「近世義倉組織の一考察（下）―倉敷義倉を事例として―」（『岡山地方史研究』八一号、一九九六年）、『新修倉敷市史』第四巻近世（下）（倉敷市、二〇〇三年）、同第十巻史料近世（下）（倉敷市、一九九七年）、小野敏也「倉敷村の「続義倉」について」（『倉敷の歴史』第一一号、二〇〇一年）、立石智章「平成二十五年度資料展示会　倉敷義倉とその人物」（『倉敷の歴史』第二十四号、二〇一四年）などを参照した。

（7）原田季昵と称する。倉敷村庄屋小野家に生まれ、親類の播磨屋五代太郎右衛門の養子となり家を継ぐ。幼きより学を好み、上京して勉学の余暇に藪内流の門に入り茶道を習い招甫の号を受ける。帰郷して茶道の奨励に尽力し倉敷地方における藪内流茶道の濫觴となる。岡雲臥と平生親交して地方文化に貢献する。生家である庄屋慶正に子がなかったので、長男に庄屋を継がせた（『倉敷市史』第九冊（名著出版、一九七三年）六五頁）。

（8）儒者・医師（一七一三～一七七三）。父は俵屋又三郎長芳。幼名は善作。号は九畹。年少のころ上洛して十数年勉学する。家を弟に譲り、倉敷村本町で医業を営む傍ら塾（黄橙社）を開いて経書を講じ詩作を奨励した（『倉敷市史』第九冊（名著出版、一九七三年）六五頁）。

（9）倉敷義倉文書一―一「義倉条約」。『新修倉敷市史』第十巻（倉敷市、一九九七年）九九号。

（10）倉敷義倉文書一―二―一「義麦等録」。『新修倉敷市史』第十巻（倉敷市、一九九七年）一〇〇号。義麦は五二石で、ほかに合力麦（義麦を援助する麦）が四石九斗である。そのほか、野村代官が二石、約外義衆（追加になった人々）が六斗を拠出した。

（11）倉敷義倉文書一五―二―二「義倉銀勘定書上扣帳」。

（12）倉敷義倉文書一―四「義麦毎年増減帳」。

（13）五六石九斗の代銀二貫八四五匁から雑費を引き、代官の合力

麦の代銀と約外義衆の義麦代銀を合わせた額である。

(14) 倉敷義倉文書二―一「明和六年己丑六月吉日　義麦会計帳」。
(15) 倉敷義倉文書一五―二―二「義倉銀勘定書上扣帳」。
(16) 倉敷義倉文書一―三「出麦連名之帳」。うち淀屋為介は二カ年の出麦であった。六石から三斗まで九段に分けて出麦した（倉敷義倉文書二―三「天明八年戊申六月　義倉会計帳」）。
(17) 倉敷義倉文書二―三「天明八年戊申六月　義倉会計帳」。
(18) 倉敷義倉文書一五―二―三「義倉銀御尋ニ付書上帳」。
(19) 倉敷義倉文書九―一「儀倉出銀割戻帳」。
(20) 倉敷義倉文書一五―二―四「義倉銀御尋ニ付書上帳」。
(21) 倉敷義倉文書九―一「儀倉出銀割戻帳」。
(22) 倉敷義倉文書二―八「文政五年壬午六月　義倉会計帳」。
(23) 内池英樹「近世義倉組織の一考察（下）―倉敷義倉を事例として―」（『岡山地方史研究』八一号、一九九六年）。
(24) 『新修倉敷市史』第十巻（倉敷市、一九九七年）一〇四号。
(25) 倉敷義倉文書二―八「文政五年壬午六月　義倉会計帳」。
(26) 倉敷義倉文書二―九「嘉永三年庚戌六月　義倉会計帳」。
(27) 「続義倉雑記」（『倉敷市史』第三冊（名著出版、一九七三年）一〇四二～一〇四四頁。東大橋家文書三〇―一三「続義倉記」。
(28) 倉敷義倉文書一―五七「義倉勘定仮帳」。
(29) 『倉敷市史』第九冊（名著出版、一九七三年）一頁。
(30) 倉敷義倉文書一―一。『新修倉敷市史』第十巻（倉敷市、一九九七年）九九号。
(31) 倉敷義倉文書一―二―一。『新修倉敷市史』第十巻（倉敷市、一九九七年）一〇〇号。
(32) 倉敷義倉文書一―三。
(33) 倉敷義倉文書一―四。
(34) 倉敷義倉文書一―五。
(35) 倉敷義倉文書一―七―一。
(36) 倉敷義倉文書九―一。
(37) 銭七五文を糸でつないで一緡とし、それを一匁として勘定する方式（古賀康士「備中地域における銭流通」『岡山地方史研究』九九号、二〇〇二年）。
(38) 倉敷義倉文書六―一「文化十四丑年新田百姓共江貸附銭出入勘定帳」。
(39) 『倉敷市史』第三冊（名著出版、一九七三年）一〇四七頁。
(40) 文政十二年以外の年代のものも含まれている。
(41) 倉敷義倉文書一―二―一。『新修倉敷市史』第十巻（倉敷市、一九九七年）一〇一号。
(42) 新禄と古禄の間の訴訟の文書でも、古禄に属する彦右衛門の義倉からの借入銀の滞納が争点の一つになっている（『新修倉敷市史』第十巻一〇四号）。
(43) 倉敷義倉文書八―三。
(44) 倉敷義倉文書一四―一。

（やまもと　たろう　倉敷市総務局総務部総務課課長主幹）

倉敷の「ひやさい」

間壁葭子

倉敷に「ひやさい」と言う言葉のあることを知ったのは、『倉敷今昔写真帳』（一九七八・十一発行）を編集した時である。この本は前年、倉敷川に架かる中橋の石橋架橋百年記念として、「倉敷川まつり」を行った十三人の仲間で発行した。製作では、既に故人の写真家中村昭夫氏（一九三三―二〇〇八）が写真を担当、文章は間壁忠彦と筆者があたった。その時中村氏から、路地を説明する地元の言葉として「ひやさい」を聞きそれを記したものだった。気になった言葉だったが、四十年近くも看過していた。

ところが近時、倉敷考古館職員となった山本雅靖氏は、三重県名張市に自宅があり、『今昔写真帳』を知っていたことから、名張市には「ひやわい」とよばれる路地が多く、この言葉は今も生きて使われている、倉敷の「ひやさい」と似た言葉だと不思議に思っていた、と語った。

この名張市の「ひやわい」と倉敷での「ひやさい」は同義語と思われるので、何か全国的な言語としての意味もあるのでは、と全く専門外のことだが、看過していた後ろめたさもあって、手軽に検索できる図書館での辞典類に当たった。国語や方言関係辞典で類似の言葉も含め、検索範囲を少々広げて当たると、数種に記載があった。

たとえば『時代別国語大辞典・室町時代4』（三省堂二〇〇一年）では【『ひあい』［樋間］家と家との間の、狭い通路。[Fiai]（ヒアイ）二つの家の間にかけられた導管の下にある空間（日葡）・・・】とある。日葡辞書は一六〇三年にポルトガル宣教師が、布教のための日本語研修用の辞書として編集したもの。日常用語や女性や幼児語など中世当時の言語の実態がよく分かるとされている辞典である。この種の辞書にまで記載されていた。

その他『江戸語辞典』東京堂出版　一九九一年では【『ひあわい』［廂間］家と家との間の狭い所。ひやわい。】と

ある後には・・「ひな棚の樋会ふさぐ楊枝さし」「阿呆と果報のひあわいに生まれ出でたるものあり」などいろいろと、派生した意味にもつかう。類似の辞書でもほぼ同様で、かなりの地域に類似語のあることも知った。

そこで、あるいはと『広辞苑』をめくったら、「ひやわい」でなく「ひあわい」で、掲載されていた。あまりに耳慣れぬ言葉であったために、『広辞苑』には無いだろうと勝手に決め込んでいたのである。我ながら不明を恥じた。ともかく最新の六版（二〇〇八年）まで【「ひあわい」［廂間］　家と家の間の狭い所　日光が通らないところ　ひあい】とあったのである。

方言・古語関係の辞典で、管見し得たのは数点に過ぎず、そのほとんどの記述は『広辞苑』的な内容であった。だがこうした中で、『日本語方言辞典　下』（小学館　一九八九年）では、【「ひあわい」［庇間］　家と家との間の細い空き地。日の当たらない狭い通路。路地。】と説明した後に、使用の地域例を列挙。その県名だけを記すと、青森・岩手・宮城・秋田・山形・新潟・茨城・栃木・埼玉・長野・山梨・神奈川・静岡・愛知・三重・奈良・兵庫・島根・広島と、十九県に及ぶが、岡山はない。西日本の少なさは顕著。調査当時の状況か、調査研究者の違いだったのか、部外者にはわからない。だが、日葡辞書が編集されたような時期に、西日本で、あまり通用してなかった言葉とは考え難い。言葉の意図するところから見て、町屋が発達した地域で、使用されたはずと思う。

岡山県近隣の県で、文化財関係の知人に聞き合わせた。高齢のかなりな方々をも煩わすことになったが、兵庫県西宮の事例のみ判明しただけであった。西宮市立郷土資料館の学芸員俵谷和子さんから、現在は全く使われてないが、地元の医師故堀内泠氏の非売品『西宮の方言集』（五六頁の冊子　一九七五年）に【「ヒアイ」家と家の間】とだけあることを、コピーと共に教示いただいた。先の辞典に記載されていた広島・島根の両県でも、すぐ北の鳥取県でも、地域の方言集の検索や、伝承可能と考えられる方々を煩わしたが、今では全く不明であった。

倉敷でも、改めて今昔写真帳作成の仲間であった、室山貴義氏にうかがった。氏の先代の方々は確かに普段、狭い路地を「ひゃさい」と云っていたとのことだったが、どのような漢字を指すかははっきりしない、とのことであった。すでに故人の中村昭夫氏にはうかがえないが、夫人の桂子さんも旧倉敷市街地で、成長された方である。他地域での類例など何も言わず、昔の記憶をうかがったが、大変明瞭な使用時の記憶を伝えられ、生前の中村氏

の言葉や「ひやさい」の記録も教示された。

それによると、普通には自分達（八十才台）の親に当たる先代が「ひゃーせい」「ひゃーさい」と云うのを、よくきいていた。自分達はこの言葉を使うことはなかったが、それは家と家の間の細い路地を指し、いくら細道でも片側にしか家の無い道は「ひやさい」ではない。ものを運ぶための道というより、次々に家が隣接して建っていってできた道だった。そのため突き当りや曲がり角が多いが、近道でもある・・・など貴重な話を語られた。

中村昭夫氏は、倉敷の町を愛し、その良さを「ひやさい」の生活も含め写真として、広く公にし倉敷の日々を残された。多くの同氏の写真集の中でも代表作の一つである、昭和四四（一九六九）年の『倉敷』は表紙・表題が棟方志功の絵と文字であるが、ここでも邸内の「ひやさい」として、邸宅内の両側に家が連なる間の通路が「ひやさい」として語られている。夫人によると中村氏も、どのような字を当てるかは特に自信はなかったという。

最も近時で、同氏撮影の倉敷の写真をまとめて掲載した、シリーズ学研グラフィック百科『倉敷』（二〇〇四年）では「ひやさい」が四ページにわたるが、説明などは編集側の知識が主体の様である。

倉敷では、「ひやさい」の言葉はその語源も定かでなくなるまでも、残されていたということは、逆に、町屋が大きな変化もなく残り続けて来たことの、証明でもあったといえる。しかし近年は本来の「ひやさい」に当たる極めて細い路地は減少し、道の意味も失い、それと共に「ひやさい」も完全に死語になっていただろう。

中村氏が、倉敷の写真と共に、民俗学者も気づいてなかった、倉敷に残るこの歴史的町屋の証人と云える言葉をも伝えられたことを、顕彰したい思いがあった。それと共に、今後この言葉が、本来の意味から外れた形で使用されないことを、倉敷のために願うこともあって、全くの専門外の事に、辞書だけに近い知識で触れたのである。この点はお詫び申し上げねばならない。

また文中に記載した方々と共に、各地で資料に関しご協力いただきながら、お名前を個々あげえなかった多くの方々に、失礼のお詫びと共に深く感謝の意を表するものであります。

（まかべ　よしこ　元倉敷考古館学芸員・神戸女子大学名誉教授）

展示会記録

平成二十七年度資料展示会
事件でみる倉敷の幕末維新

倉敷市総務課歴史資料整備室（以下、整備室と略す）では、市民の方々に歴史公文書や古文書に触れる機会を提供し、整備室所蔵資料の利用を促進する目的で、平成二十五年度から中国四国地区アーカイブズウィーク（六月の第一週）に合わせ、資料展示会を催してきた。

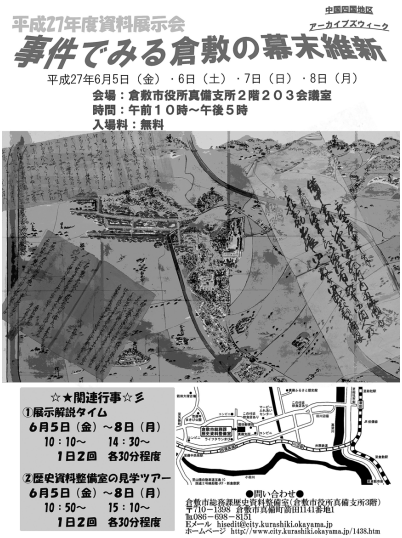

図１　展示会チラシ

第三回目となる平成二十七年度は、幕末維新期の倉敷に焦点を当てたテーマを設定することが検討された。これは、平成二十七年のＮＨＫ大河ドラマが幕末維新期を採り上げることが決まり、市民の方々の当該期にたいする関心が高まることが予想されたためである。幸い整備室では、当該期に関する良質な歴史資料を数多く所蔵しており、本企画は広範な市民の方々に整備室を認知していただく好機だと捉えた。さらに、前回の資料展示会で寄せられた観覧者の方々からの要望をもとに、土曜日・日曜日を挟む会期を設定することも課題に上がった。

その結果、展示会タイトルは「事件でみる倉敷の幕末維新」、会期は土・日を挟む六月五日（金）から六月八日（月）の四日間、会場は倉敷市役所真備支所二階二〇三会議室で開催される運びとなった。併せて、展示解説タイムと整備室見学ツアーをそれぞれ午前・午後の一日二回、全日程にわたって実施することとした。

一　展示の意図と概要

幕末維新をいつからいつまでと捉えるかについては

様々な見解がある。なかでは、嘉永六年（一八五三）の黒船来航を契機とする西洋近代文明との本格的な接触の開始に始まり、武力による新政府転覆の可能性が事実上潰えた明治十年（一八七七）の西南戦争終結までとするのがひとつの有力な捉え方であろう[1]。今回の展示では、概ね右のような時期設定を行ったが、倉敷市域ならではの幕末維新像を描きたいという思いから、はじまりを黒船来航より少し前に起きた、嘉永三年の東高梁川の堤防決壊による大洪水に置いた。

全体の展示構成は、**①嘉永三年の大洪水**から**⑬国民皆兵と西南戦争**まで、市域と関係の深い一三の事件を挙げ、それぞれに関連の深い資料二～四点を選んで組み立てた。展示資料の総数は三六点である。従って、展示資料数に比して、一般的な展示よりも章立てが多いのが今回の特徴である。章立てと資料の詳細は、文末の「展示資料目録」でご確認いただきたい。

なお、事件の選定に当たっては、市域で起こったもののみに限定していない。それは、他地域で起こった事件が市域に及ぼした波紋のようなものも併せて楽しんでいただきたいと考えたからである。

二　事件・資料の具体例

展示に当たり、キャプションは事件毎に整備室職員が分担執筆した（①④⑥は山本太郎、②③⑦⑫⑬は大島千鶴、⑤⑧⑨⑩⑪は立石智章）。本章執筆に当たっては、これらのキャプションを参考にしている。

今回の展示で最も観覧者の目を引き、かつ反響も大きかったのは**①嘉永三年の大洪水**の冒頭に置いた「**嘉永三年水難絵図**」**【1】【一】**（内の数字は展示番号）であった。この図は、山・川・道・建造物な

写真１　満足度が高かった解説タイムでの大洪水の説明

どが地名入りで詳細に描かれ、堤防の決壊場所から水没地域全域が水色で示されている（**写真２**）。「展示資料のなかで圧倒的なサイズである」「文字資料中心の展示のなかで唯一彩色が施されていた」という意見に代表されるように、視覚的な訴求力の高さが反響の大きさへとつながった。また、筆者は展示会場で、「（この絵図は）防災や水害時の対策に役立つのではないのか」というご意見を数人の観覧者の方々から頂いた。背景には、東日本大震災の発災を契機とした防災・減災への意識の高まりがあると考えられる。**「嘉永三年戌六月 大水記録」【２】**（**写真３**）については、全文翻刻して綴じたものを自由に手に取って見ていただけるようにし、希望者には実費で頒布した。

写真２　反響の大きかった嘉永三年水難絵図（部分）

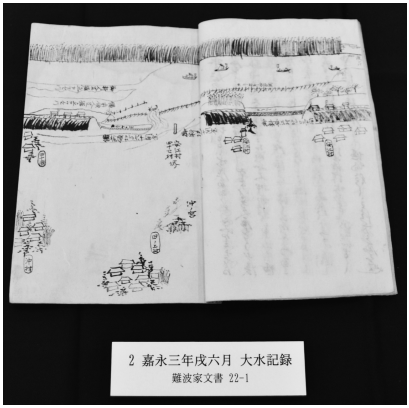

写真3　嘉永三年戌六月 大水記録の展示

②黒船来航の衝撃では、ある岡山藩士が倉敷村の大橋平蔵等に宛てた手紙（**「大橋平蔵外二名宛宇津寛治左衛門書状」**
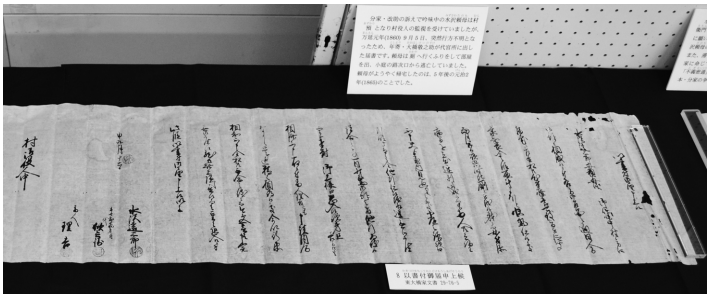
写真４　以書付御届申上候の展示

【6】）を紹介した。異国船渡来により岡山藩も幕府から出府を命じられる状況にあった。しかしこの藩士は、流浪中に武器を売り払ってしまったうえ手許も不如意で、相応の武器を調えることもできない。そこで資金繰りのため、平蔵等に講（コ）を開いてくれるよう依頼している。

③豪商未亡人をめぐる事件は、政治的な事件が中心の展示構成のなかで、やや異質な、幾分スキャンダラスな響きのする事件である。これは、倉敷村の富豪水沢家とその親戚の岡（銭屋）惣左衛門・熊之助父子を相手取り、水沢家の分家清水屋改助が訴えを起こしたのを契機としている。改助側は、本家の未亡人頼母が熊之助と不義密通に及び、そのうえ田畑等を質入して散財しているとして、惣左衛門父子の本家出入を禁止し、分禄米銀を支払うように求めた（**乍恐以口上書奉申上候**」【7】）。吟味中村預りとなった頼母は、夜中厠（かわや）へ行くと称して付添の女とともに抜け出し（「**以書付御届申上候**」【8】、写真４）、五年後に帰宅するまで姿をくらました。

④庄屋与兵衛襲撃さるは、倉敷村庄屋を勤める与兵衛が、同村の宗兵衛に村会所（現在の倉敷館）の前で襲撃され、手傷を負った事件である（犯行動機は不明）。興味深いのは、被害者

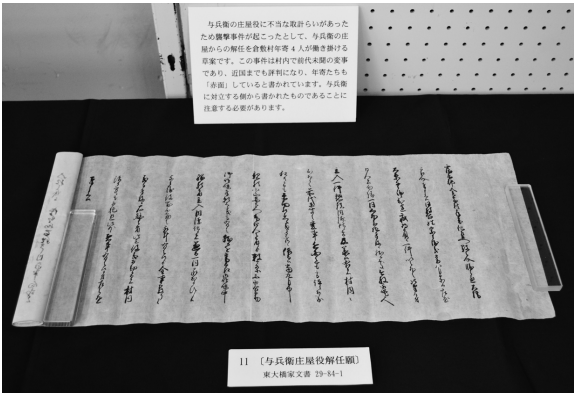

写真５　与兵衛庄屋役解任願の展示

であるはずの与兵衛を同村の敬之助等四人の年寄が、与兵衛の「役勤不当之取計」が前代未聞の変事を惹き起こしたと指弾し、庄屋役からの解任を求めている点である（**「与兵衛庄屋役解任願」【11】、写真５**）。年寄（大橋）敬之助こそは、その後の**⑥下津井屋事件**[3]や**⑦倉敷代官陣屋焼討事件**[4]の首謀者として知られる立石孫一郎[5]である。これらの事件の底に流れる村落内部の激しい対立構造を読み取ることができよう。

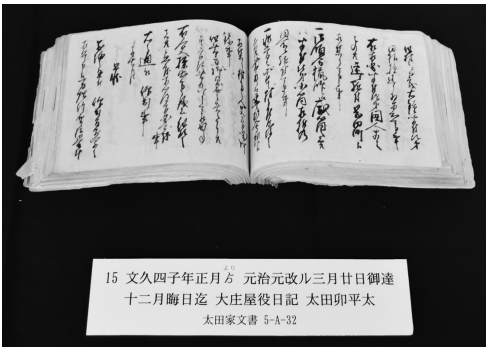
15 文久四子年正月ヵ 元治元改ル三月廿日御達
十二月晦日迄 大庄屋役日記 太田卯平太
太田家文書 5-A-32

写真６　大庄屋役日記（元治元年）の展示

⑤禁門の変と第一次長州戦争及び⑧第二次長州戦争

は、直接倉敷市域で起こった訳ではないが、大きな波紋を及ぼした事件として採り上げた。たとえば備中岡田藩では、禁門の変の直後の触によって、「陣屋の『時之鐘』を五つ撞いたら非常事態と心得て、村々に鐘を撞き送れ」「猟師や威筒を所持している者は鐘を聞いたら岡田町へ集まれ」「非常時に庄屋は帯刀のうえ郡会所へ集まり人夫を指揮せよ」などと有事の心得を示している（**「大庄屋役日記（元治元年）」【15】、写真６**）。また幕府領では、二度の長州戦争において陣夫や様々な物資の調達が命じられている。たとえば、**「御進発御用并郡中用留」【21】**（**写真７**）には、都宇郡内幕府領村々に合計一万三千八百粒の梅干しを割り振った記録がある。倉敷村に幕府の代官陣屋が置かれた市域が、上方と長州の中

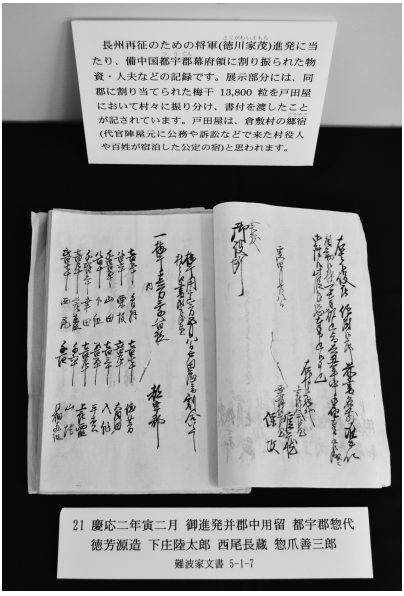
長州再征のための将軍（徳川家茂）進発に当たり、備中国都宇郡幕府領に割り振られた物資・人夫などの記録です。展示部分には、同郡に割り当てられた梅干 13,800 粒を戸田屋において村々に振り分け、書付を渡したことが記されています。戸田屋は、倉敷村の郷宿（代官陣屋元に公務や訴訟などで来た村役人や百姓が宿泊した公定の宿）と思われます。
21 慶応二年寅二月 御進発并郡中用留 都宇郡惣代
徳芳源造 下庄陸太郎 西尾長蔵 惣爪善三郎
難波家文書 5-1-7

写真７　御進発御用并郡中用留の展示

継地に位置したため、幕府方の兵站基地として重要な意味を持っていたことが分かる。そのような背景のもと、幕府方の後方攪乱の意味を持つ⑦**倉敷代官陣屋焼討事件**が起こった。また、大量の兵糧米や軍需物資の徴発が物価高騰を招いたことで⑨**打ちこわしと「世直し」**一揆が引き起こされ、幕府による長州戦争継続を困難にした。このように考えると、バラバラに見える様々な事件が、実は繋がっていたことが分かる。歴史を見る醍醐味のひとつといえよう。

⑩**戊辰戦争と熊田恰の自刃**では、主に鳥羽伏見の戦い直後に倉敷市域で起こった事件を採り上げた。敵陣に錦旗が翻ったことを知った前将軍徳川慶喜は、僅かな供を連れて大坂城を抜け出し江戸に戻る。そのなかには、市域に知行を持つ老中板倉勝静と大目付戸川安愛がいた。彼らは慶喜ともども「朝敵」とされたため、幕府直轄領とともに板倉領・戸川領は、官軍に付いた岡山藩・広島藩の進駐を受ける。**「備藩御鎮撫中諸入用割賦帳」【27】**には、岡山藩家老伊木若狭が戸川氏の帯江陣屋に乗り込んできた際の掃除人足に支給された代米の記録が載せられている。一方、同じく岡山藩の進駐を受けた玉島では、大坂で主君勝静と離れた熊田恰率いる松山藩兵一五〇人程が岡山藩兵の包囲を受けていた。恰は、部下の助命嘆願のため、本陣の柚木廉平宅（西爽亭）で自刃した（**「芸備諸事件記」【28】**、展示のため玉島米屋三宅家より借用）。

⑪**実は存在した倉敷県**では、明治元～四年にかけての僅かな期間置かれた倉敷県について採り上げた。明治四年、倉敷県が廃止され、新たに深津県が置かれた。その際、倉敷村の県庁は廃止され、仮の県庁が笠岡に置かれることになった。これは、旧幕府時代に代官陣屋が置かれて以来の伝統を持つ窪屋・都宇地域の人々にとっては由々しきことだった。**「一郡組合諸用日記」【32】**（**写真8**）には、

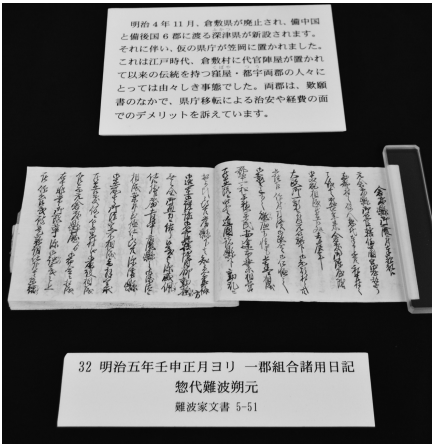

写真８　一郡組合諸用日記の展示

県庁移転による治安や経費の面でのデメリットを訴える両地域の人々の歎願書が載せられている。

⑫**神仏判然令の波紋**では、同令の影響で倉敷村の妙見宮が紆余曲折を経て阿智神社（はじめ阿知神社）となる過程を示す資料を展示した。「**氏神御神号之義ニ付村役人書上之写**」【33】（**写真９**）からは、神仏分離の結果、妙見宮に祀られていた妙見菩薩が観龍寺に引き取られ祭神不在となったため、倉敷県庁鎮守の八幡宮（祭神は応神天皇）を遷座しようとしていたことが分かる。「**村社阿智神社書上写**」【34】にあるように、最終的には宗像三女神を祭神とし、応神天皇を合祀した阿智神社が成立した。

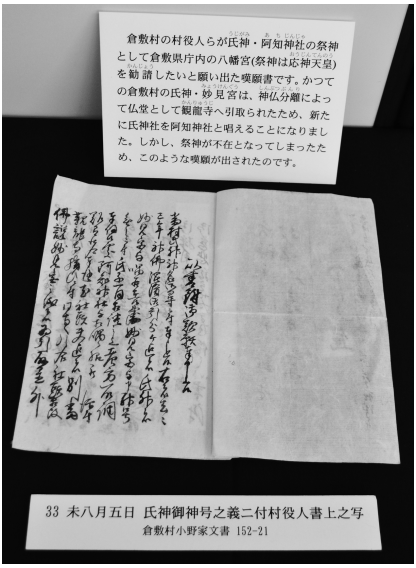

写真９　氏神御神号之義ニ付村役人書上之写の展示

写真10　御扶助料給与願の展示

西南戦争といえば、南九州から遠く離れた倉敷市域にとって縁の薄い事件のように思われるかもしれない。しかし実際には、徴兵によって鎮台に配属された市域出身の兵たちが戦い、なかには命を落とした者もいた。⑬**国民皆兵と西南戦争**のコーナーでは、肥後国垂水（現在の熊本市）での戦闘で息子を失った老母への救恤を願い出た際の資料（「**御扶助料御給与願**」【36】、**写真10**）を展示した。

今回の展示会は、四日間で三四四人（延べ）の入場者を数え、盛況のうちに終えることができた。要因としては、①山陽新聞（六月三日・六月六日）・毎日新聞（六月五日）・読売新聞（六月六日）各紙が会期前・会期中に報道したこと、②土・日を挟む日程を組んだこと、③三度目の開催で市民の認知度が高まったこと、などが挙げられよう。また、若い世代の来場者がこれまでにも増して見受けられたが、ブログやＳＮＳなどを通じての情報共有が要因のひとつと考えられる。

関連イベントも概ね好評で、整備室の見学ツアーの参加者は一六六人に及んだ。解説を聞きながら実際の資料保存状況を確認することで、「改めて保存の大切さや資料の重要性を認識した」という声が多数寄せられた。展示解説タイムについても、「見るだけよりも深く理解できた」「興味深い話が多く聞けた」などの高い評価をいただいたが、「もっと時間をかけて説明してほしい」「全ての資料について展示解説してほしい」など、より一層の充実を求める声もあった。寄せられたご意見を真摯に受け止め、今後とも魅力的な企画を実現してゆきたい。

写真11　新聞記者からの取材に応える職員

写真12　整備室見学ツアーの一齣
整備室事業への理解が深まったと好評だった

註

（1）たとえば、『角川新版日本史辞典』（角川書店、一九九六）の「明治維新」の項を見ると「開港から王政復古・戊辰戦争までの前半と、版籍奉還・廃藩置県から西南戦争に至る後半をあわせて、開港から西南戦争まで、ないしは琉球処分までとするのが一般的」とある。

（2）宗教・経済活動等のための仲間のことだが、ここでは民間の金融組織（頼母子講・無尽講・催合講の類）のことを指す。

（3）元治元年（一八六四）十二月に起きた下津井屋吉左衛門・寿太郎父子ほかに対する殺人放火事件。大橋敬之助（倉敷村年寄）と土佐藩出身の浪士により実行されたとされる。背景には、小山安右衛門・下津井屋寿太郎の米等買占疑惑に対し、同年十月に小前（小農民）が両者を上訴した事件があった。下津井屋等は背後で敬之助が糸を引いていると睨んでいた（『新修倉敷市史』第四巻近世(下)〈倉敷市、二〇〇三〉七六九～七七六頁）。

（4）慶応二年（一八六六）四月、下津井屋事件のあとに姿を眩まし長州第二奇兵隊に入隊していた敬之助（立石孫一郎に改名）等をリーダーとする同隊脱走兵百人余が倉敷代官陣屋を襲撃した事件。倉敷ののち浅尾藩陣屋を襲撃したことから倉敷浅尾騒動とも呼ばれる。援兵もなく戦闘の不利を悟り撤兵・逃散した（註（3）『新修倉敷市史』第四巻、七七六～七九一頁）。

（5）勤王の志士（一八三三～一八六六）。播磨国佐用郡上月村大庄屋大谷家に生まれる。美作国西西条郡二宮村大庄屋立石家に寄食ののち、倉敷村大橋平右衛門の婿養子となり、同村年寄を勤めた。下津井屋事件ののち長州第二奇兵隊に身を寄せる。倉敷浅尾騒動の首謀者となるが敗退、長州藩領に逃げ帰ったところを謀殺された（『岡山県歴史人物事典』山陽新聞社、一九九四。なお、生年については註（3）『新修倉敷市史』第四巻、七六六・七六七頁を参照のこと）。

〔付記〕 本展の展示資料には、寄託資料や借用資料が含まれる。出展をご快諾下さった所蔵者各位に御礼申し上げる次第である。

（文責は立石智章〈倉敷市総務課歴史資料整備室〉）

展示資料目録

平成27年度資料展示会 事件でみる倉敷の幕末維新—平成27年6月5日(金)～6月8日(月)—

事件	番号	資料名	年月日	文書群名	文書番号	法量(タテ×ヨコcm)
①嘉永三年の大洪水	1	嘉永三年水難絵図	年月日未詳	亀山家文書	58	87.0×189.0
	2	嘉永三年戌六月 大水記録	嘉永4.3.18	難波家文書	22-1	24.2×30.0
	3	大橋平右衛門宛徳田尚二書状	(嘉永3).6.5	大橋紀寛家文書	別4-29-7	16.0×98.0
	4	嘉永三年 御用書類留	嘉永3.1～	大橋紀寛家文書	Ⅱ-1-A-8	15.0×74.0
②黒船来航の衝撃	5	異国船渡来之節出張之人数并武器類下調伺帳	安政7.1～	黒石村文書	90, 92	12.3×62.7
	6	大橋平蔵外2名宛宇津寛治左衛門書状	年未詳.7.26	大橋紀寛家文書	別5-8-16	16.0×188.0
③豪商未亡人をめぐる事件	7	乍恐以口上書奉申上候	文久2.12	倉敷村小野家文書	115-3-1	24.5×28.7
	8	以書付御届申上候	万延1.9.16	東大橋家文書	29-76-5	28.7×156.5
	9	幽栖日記 九	元治2.1.1～5.21	大森家文書	6-2-8	25.3×30.0
④庄屋与兵衛襲撃さる	10	文久二年 御用書類留	文久2.1～	大橋紀寛家文書	Ⅱ-1-A-22	14.0×77.0
	11	与兵衛庄屋役解任願	年月日未詳	東大橋家文書	29-84-1	24.0×187.8
	12	与兵衛出勤差止願	(文久2)	東大橋家文書	29-34-2-10	24.5×33.0
⑤禁門の変と第一次長州戦争	13	日記(備中松山藩京都留守居役)	元治1.7	玉島米屋三宅家文書	—	24.0×30.5
	14	長防征伐に付廻状	子年(元治1).9.19	東大橋家文書	15-22	25.0×31.2
	15	大庄屋役日記(元治元年)	文久4.1.1～	太田家文書	5-A-32	12.5×34.0
⑥下津井屋事件	16	文久四年 御用書類留	文久4.1～	大橋紀寛家文書	Ⅱ-1-A-21	14.0×72.0
	17	乍恐以御書付御訴訟奉申上候	元治1.10	東大橋家文書	41-62-1-2	23.8×136.8
	18	貼札写	(元治2).1.9	東大橋家文書	15-6-2-1-6	24.5×28.5

⑦倉敷代官陣屋焼討事件	19	長州浪士倉敷并浅尾ニテ乱妨之節日記	慶応2	太田家文書	8-B-8	14.5×35.3
	20	書上帳	慶応4.6	香西家文書	29	27.5×33.0
⑧第二次長州戦争	21	御進発御用并郡中用留	慶応2.2	難波家文書	5-1-7	25.2×29.0
	22	大庄屋役日記(慶応二年)	慶応2.1.1～	太田家文書	5-A-35	12.5×35.0
	23	備前池田近江様御先手御人数御宿陣中諸入用帳控	(慶応2)	太田家文書	3-H-2-9	14.5×72.2
	24	小淞宛県璣書状	年未詳.4.12	林家資料	17-4-8	18.3×51.0
⑨打ちこわしと「世直し」	25	乍恐以書付御注進奉申上候	寅(慶応2).5.14	玉島米屋三宅家文書	36-8-22	28.0×188.5
	26	慶応二年 御用書類留	慶応2.1～	大橋紀寛家文書	Ⅱ-1-A-23	14.5×74.0
⑩戊辰戦争と熊田恰の自刃	27	備藩御鎮撫中諸入用割賦帳	慶応4	旧帯江村役場文書	50-1-67	14.0×68.0
	28	芸備諸事件記	慶応4.1	玉島米屋三宅家文書	8-2-13	25.0×30.0
	29	田中五一兵衛宛西尾和吉書状	(年未詳).6.6	田中家文書	2-26-5-49	15.5×63.5
⑪実は存在した倉敷県	30	幕府代官交代・県令交替録	(明治5)	林家資料	1-28	23.2×27.0
	31	御布令	明治3.11～	林家資料	18-1	27.2×30.0
	32	一郡組合諸用日記	明治5.1～	難波家文書	5-51	12.2×31.0
⑫神仏判然令の波紋	33	氏神御神号之義ニ付村役人書上之写	未年(明治4).8.5	倉敷村小野家文書	152-21	24.5×28.8
	34	村社阿智神社書上写	明治7.12	倉敷村小野家文書	164-1-4	25.0×32.3
⑬国民皆兵と西南戦争	35	両親宛阿部哲夫書状	(明治10)4.10	阿部家文書	3-71-20-6	16.0×147.0
	36	御扶助料御給与願	明治10.8.23	林家資料	3-48	24.2×29.5

〔備考〕 ※ 本目録掲載の資料名には、紙幅の都合で略称を用いているものがある。
正式な名称については、展示資料のキャプションや歴史資料整備室備え付けの目録でご確認いただきたい。

幕末維新倉敷関連年表

元号	西暦	月	できごと
嘉永３	1850	6	東高梁川の堤防が決壊し大洪水になる
嘉永６	1853	6	*アメリカ合衆国海軍東インド艦隊司令長官ペリーが軍艦４隻を率い浦賀に来航*
安政元	1854	3	*日米和親条約締結*
安政２	1855	10	*安政の大地震*
安政５	1858	6	*日米修好通商条約締結*
		8	*戊午の密勅。安政の大獄開始*
万延元	1860	3	*大老井伊直弼が暗殺される（桜田門外の変）*
		9	窪屋郡倉敷村で吟味のため村預中の頼母（水沢遠三郎母）が病間を抜け出し他行
文久２	1862	1	*老中安藤信正が襲撃され傷を負う（坂下門外の変）*
		4	*薩摩藩国父島津久光が兵を率いて上洛し幕政改革を迫る*
		7	*長州藩が藩論を航海遠略策から破約攘夷に転換する*
		8	倉敷村百姓宗兵衛が同村庄屋与兵衛を襲い傷を負わせる
			島津久光の行列を横切った英国人を従者が無礼討ちにする（生麦事件）
文久３	1863	5	*長州藩が下関で外国船を砲撃*
		7	*薩英戦争*
		8	*土佐浪士吉村寅太郎等が大和五條代官陣屋を襲撃する（天誅組の変）*
			長州藩が御所堺町御門の警備を外され京都を追われる（8月18日の政変）
元治元	1864	3	*水戸藩天狗党が筑波山で挙兵（天狗党の乱）*
		6	*長州系浪士が新選組に襲撃される（池田屋事件）*
		7	*禁門の変。第一次長州戦争開始*
		8	*四ヶ国連合艦隊下関砲撃事件*
		12	*高杉晋作が下関で挙兵*
			倉敷村で下津井屋吉左衛門・壽太郎父子が斬殺される（下津井屋事件）
慶応２	1866	1	*薩長同盟*
		4	立石孫一郎等の第二奇兵隊脱走兵が倉敷代官陣屋を襲撃する
		5	浅口郡阿賀崎新田村で打ちこわしが起こる
		6	*第二次長州戦争*
		7	*14代将軍徳川家茂が大坂城で死去*

		8	浅口郡上船尾村で打ちこわしが起こる
		12	*徳川慶喜が征夷大将軍に就任*
			倉敷村で打ちこわしが起こる
			孝明天皇崩御
慶応３	1867	1	*睦仁親王(明治天皇)践祚*
		5	*兵庫(神戸)開港勅許*
		10	*大政奉還*
		12	*王政復古の大号令*
明治元	1868	1	*鳥羽伏見の戦い。戊辰戦争はじまる*
			岡山藩兵が倉敷市域の旧幕府直轄領などに進駐。備中松山藩年寄役熊田恰が玉島柚木邸で自刃
		3	*五箇条の御誓文*
			神仏判然令
		5	倉敷置県が決定。内海多次郎が知県事に任じられるが赴任前に免職
		7	小原与一が倉敷県知県事に任じられる
明治２	1869	6	*版籍奉還*
		7	伊勢氏華が倉敷県権知事（のち知事）に任じられる
		12	倉敷村の妙見宮から観龍寺を斥け阿知神社（のち阿智神社）が成立
明治３	1870	10	倉敷村の続義倉が発足
明治４	1871	7	*廃藩置県*
		10	*岩倉具視を正使とする遣米欧使節が横浜を出港*
		11	倉敷県を廃して深津県設置
明治５	1872	6	深津県を小田県に改称
		8	*学制発布*
明治６	1873	1	*徴兵令*
		10	*征韓論に敗れた西郷隆盛・板垣退助・江藤新平等が下野*
明治７	1874	1	*民撰議院設立の建白書*
明治８	1875	2	*参議大久保利通が政策対立で下野していた木戸孝允・板垣退助と会談（大阪会議）*
		12	小田県を廃して岡山県に併合
明治１０	1877	2	*西郷隆盛等が鹿児島で挙兵（西南戦争）*
		9	*西郷隆盛が鹿児島の城山で自決し西南戦争が終わる*

報　告

平成２６年度歴史資料講座

歴史資料整備室では，平成２５年度に引き続き，所蔵資料を活用し，倉敷市域の歴史や歴史資料についての理解を深め，歴史資料整備室の活動を広く知ってもらうため，歴史資料講座を開催しました。ライフパーク倉敷市民学習センターと共同開催し，会場はライフパーク倉敷で行いました。

毎回，受講者から講座の内容等に関連する質問が出されました。アンケートでも，「倉敷の歴史を知るうえで参考になった」「幕末史の話を身近に感じられ，とても参考になった」「地元のことを知るうえで大変有効であった」「よく研究しておられ，分かり易かった」「江戸時代のお寺の事情がよく分かってよかった」「スピーディーで理解しやすかった」「民俗学の分野からの視点が良い」など，様々な意見が寄せられました。

【会場】　ライフパーク倉敷視聴覚ホール

■第１回目　倉敷の名代官

開催日時：平成２６年１０月２５日（土）１４：００～１６：００
講師　　：山本太郎（総務課歴史資料整備室）
参加人数：４４人

■第２回目　林孚一と維新の志士たち

開催日時：平成２６年１１月２２日（土）１４：００～１６：００
講師　　：立石智章（総務課歴史資料整備室）
参加人数：５３人

■第３回目　児島高徳と五流尊瀧院

開催日時：平成２６年１２月２０日（土）１４：００～１６：００
講師　　：大島千鶴（総務課歴史資料整備室）
参加人数：４９人

■第４回目　藤戸寺の絵解きをめぐって

開催日時：平成２７年１月１７日（土）１４：００～１６：００
講師　　：別府信吾（郷土史家）
参加人数：５０人

■第５回目　近世瑜伽山と十返舎一九との関係性について

開催日時：平成２７年２月１４日（土）１４：００～１６：００
講師　　：吉原　睦（文化財保護課）
参加人数：３５人

報　告

平成２７年度古文書解読講座

歴史資料整備室では，所蔵の古文書を活用し，「くずし字」を解読するために必要な知識を初心者の方にも分かりやすく解説するとともに，倉敷の歴史について学んでいただくため，平成２６年度に引き続き古文書解読講座を開催しました。３０人を募集したところ５３人の応募があり，抽選を行ったうえで全３回の講座を実施しました。

アンケートでは，「これ程多くの方が興味をお持ちとはびっくりしました。辞書購入の方も多く，励みになります」「先生はよく勉強されていて大変分かりやすくお話されて，講座の時間が短く感じた」「古文書を解読することによって，その時代を生きた人々のことを身近に感じられれば」「受講できて本当に良かったです。勉強を始めたいという興味・きっかけになります」「これからもこのような講座をぜひお願いします」「もっと回数を増やしてほしい。持って帰る資料や問題がいろいろ欲しい」など，様々な意見が寄せられました。

【会場】　真備支所２階２０３会議室

■第１回目　古文書とは何か？，元号や干支，大字，江戸時代の検地帳を読んでみよう

平成２７年７月８日（水）１３：５０～１５：２０
講師　　：立石智章（総務課歴史資料整備室）
使用文書：船穂公民館から移管文書，太田家文書
参加人数：３２人

■第２回目　練習用解読史料の選び方，近世古文書の特徴，くずし字辞典の引き方

平成２７年７月２２日（水）１３：５０～１５：２０
講師　　：大島千鶴（総務課歴史資料整備室）
使用文書：平山家文書，東大橋家文書，大橋紀寛家文書，守屋家文書
参加人数：３２人

■第３回目　嘉永の大洪水の古文書

開催日時：平成２７年８月５日（水）１３：５０～１５：２０
講師　　：山本太郎（総務課歴史資料整備室）
使用文書：佐々木家文書，小野家文書（倉敷村），難波家文書，大橋紀寛家文書
参加人数：３０人

新刊紹介

『中庄の歴史』No.10

（中庄の歴史を語り継ぐ会　二〇一五年九月）

第10号の節目を迎えた『中庄の歴史』が休刊されるとのこと。本欄の紹介を以って発行元への頌辞に代えたい。

周知のことと思われるが、本誌は、「抜群の企画力、行動力、人脈を持つ」（田邉泉氏「私と『中庄の歴史』」）戸板啓四郎氏の献身に依り支えられてきた。戸板氏は、本号に「六間川に架かる橋」という一文を寄せ、中庄とその周辺地域にとって〝母なる川〟とでもいうべき六間川の清流が失われドブ川となってしまったと記している。右のような現実を正視する姿勢が、「中庄の自然を愛し、健全な企業風土の育成と、薫り高い文化の創造を目指す」という本誌モットーの基底に流れているに違いない。

本誌が残した足跡は、郷土を愛し、歴史に学びながら未来を紡ごうとする中庄地域の人々の取り組みにとっての〝前奏曲（プレリュード）〟となって行くことだろう。

※お問合せは中庄の歴史を語り継ぐ会（℡０９０－６９４３－７１１５）まで。定価一、〇〇〇円。

『大原孫三郎・總一郎研究』創刊号

（公益財団法人有隣会　二〇一五年一〇月）

公益財団法人有隣会が開催する「大原孫三郎・總一郎研究会」は、平成二十四年にスタートした後も回を重ね、平成二十七年十一月二十八日には第四回研究会が開催された。

その成果を踏まえて研究会の記録を世に伝え後世に残すために紀要を作成しようという機運が高まり、このほど第一回・第二回研究会の成果の一部（論文と研究ノート）と、特別寄稿・史料紹介、大原總一郎が昭和二十三年に執筆した論考「資本並に分配の社会化えの試案―社会救済事業の構造的確立―」を掲載した紀要が創刊された。

この紀要では、テーマが江戸時代から現代まで幅広く展開しており、大原家が時代を超えて社会に貢献し続けていることが分かる。個々の論稿は手堅く実証的で、大原孫三郎・總一郎の思想や行動などについて多くを学ぶことができる。

※お問合せは公益財団法人有隣会（℡０８６－４３４－６２７７）まで。頒価一、〇〇〇円。

『生誕一二〇年　池田遙邨展―こころの詩―』

（倉敷市立美術館　二〇一五年一〇月）

本書は、倉敷ゆかりの画家・池田遙邨（一八九五～一九八八）の生誕一二〇年を記念して、倉敷市立美術館で開催された池田遙邨展の図録である。内容は作品のカラー図版七七点と、解説文「遙邨の画業―「私」と「自然」―」、年表、出品目録からなっており、図版と解説によって、若い時代から晩年の遙邨スタイル「心の詩」に到達するまでの軌跡が追える構成となっている。

遙邨作品八〇〇〇点余りを所蔵する同館では、過去八回の回顧展が開催されてきたが、今回は生誕一二〇年という記念の年とあって「山頭火シリーズ」をはじめとする数々の代表作が紹介されているほか、「伊勢大廟宇治橋図」など、遙邨と交流のあった個人所蔵者の初出品の作品が紹介されているのが特徴である。他にも、これまで同館で未公開であった「華厳」など、同館で発行された既刊の図録には掲載されていない貴重な図版が多数収録されていることも大きな魅力と言えよう。

※本書の販売分は品切です。倉敷市立美術館、倉敷市立中央図書館、玉島図書館等で閲覧可。

新聞報道された歴史資料整備室（平成27年）(抄)

年月日	新　聞	記　事
平成27年5月28日	山陽新聞	信仰・習俗の取り締まり紹介　「倉敷の歴史」第25号を発刊
平成27年6月3日	山陽新聞	動乱の時代　今に伝える　5日から真備で「幕末維新」展
平成27年6月5日	毎日新聞	幕末の倉敷　史料で紹介　市真備支所・きょうから
平成27年6月6日	読売新聞	幕末～明治　倉敷の史料　真備支所で展示　文書や絵図36点
平成27年6月6日	山陽新聞	「事件でみる幕末維新」展　資料公開　激動期を解説
平成27年7月10日	山陽新聞	真備で古文書解読講座　「崩し字」の読み方学ぶ　郷土史ファン32人参加
平成27年11月5日	毎日新聞	幕末の新たな漂流記を見つけた倉敷市職員　史料発掘し地域の歴史に光を

■『倉敷の歴史』第二十七号投稿要領

『倉敷の歴史』への投稿を募集します。第二十七号への投稿は、左記の要領に沿って御応募ください。

一　部　門

① 論文　倉敷市域に関する歴史研究
② ノート　倉敷市域の歴史研究の中間時点での報告
③ 史料紹介　倉敷市域の歴史に関する諸史料の紹介
④ 郷土史家紹介　倉敷市域の歴史に関する郷土史家の紹介
⑤ アラカルト　倉敷市域の歴史に関する話題

二　分　量

各部門の分量の限度は次のとおりです。

① 論文　一五頁程度（上限一八頁）
② ノート　八頁程度（上限一〇頁）
③ 史料紹介　八頁程度（上限一〇頁）
④ 郷土史家紹介　八頁程度（上限一〇頁）
⑤ アラカルト　二頁程度（上限　三頁）

いずれも、註・表・図・写真などを含めての分量です。

三　書式・用紙

原稿用紙は、専用のものを倉敷市総務課歴史資料整備室まで請求してください。

ワープロソフトの場合は、A4判の用紙を縦に使い、一行二五字×二〇行×二段に縦書きで印字してください。印刷原稿とともに電子データ（ワード・エクセルファイルで）を提出してください。

なお、本誌の頁単位の組版は、次のとおりです。

本文（13級）　一行二五字×二〇行×二段（縦書）
註　（11級）　一行三〇字×二七行×二段（縦書）

四　投稿の手順

平成二十八年五月三十一日までに予定掲載部門、予定題目、予定頁数、要旨（二〇〇字～四〇〇字、アラカルトは一〇〇字～二〇〇字）を倉敷市総務課歴史資料整備室宛にお送りください。倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会で執筆の承認・不承認の協議を行います。原稿締切は平成二十八年十月三十一日です（翌年三月発行）。

原稿は完全原稿で投稿してください。校正時の修正は御遠慮願います。

五　採　否

提出原稿の採否や掲載の順序などについては、審査

のうえ決定します。不採用になったり、書き直しをお願いしたりすることがあります。また、予算の制約に伴う全体の頁数の制約のため、必ずしも掲載できない場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

六　校　正　初校は、執筆者に校正していただきます。

七　備　考

原稿は市民向けの内容で、未発表のものに限ります。他との二重投稿はお控えください。図・表などはおおまかな掲載場所を指定してください。註は、末尾にまとめて通し番号で付してください。刊行物には刊行年を明記してください。写真・図版等の掲載許可は執筆者の責任でお取りください。投稿された原稿や写真などは、原則としてお返ししませんので、各自で控えを御用意ください。掲載原稿の転載は、原則として刊行後一年は御遠慮ください。また、転載にあたっては倉敷市の承認を得てください。

八　送り先　〒七一〇―一三九八　倉敷市真備町箭田一四一一番地一　倉敷市総務局総務部総務課歴史資料整備室宛

歴史資料整備室日誌（抄）

二〇一五年

◆　平成26年度（平成27年）

1・17　第4回歴史資料講座
2・14　第5回歴史資料講座
3・16　第23回倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会会議
3・31　『倉敷の歴史』第25号発行

◆　平成27年度

4・1～3　大橋紀寛家文書整理（岡山大学文学部日本史研究室）
5・14　全国歴史資料保存利用機関連絡協議会調査・研究委員会参加（山口県）
5・28　第24回倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会会議
6・5～8　資料展示会
6・22　『倉敷の歴史』第26号編集会議
7・8　第1回古文書解読講座
7・22　第2回古文書解読講座
8・5　第3回古文書解読講座
8・27～30　大橋紀寛家文書整理（岡山大学文学部日本史研究室）
10・4　第1回歴史資料講座
11・5～6　中国四国地区文書館等職員連絡会議参加（岡山市）
11・11～13　全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会参加（秋田県）
11・21　第2回歴史資料講座
12・14　『倉敷の歴史』第26号編集会議
12・19　第3回歴史資料講座

研究誌『倉敷の歴史』

1 ～ 26号（以下続刊。年１回発行）

本誌は，倉敷市における歴史資料の研究成果を市民に還元し，若手研究者などによる市域に関する研究発表の場を設けることを目的に，１９９１年に創刊されました。倉敷市域の歴史にかかわる古代から現代までの様々なテーマについて，各方面から論文や随筆を寄せていただき，毎年１冊ずつ発行しています。

【頒布・販売中のバックナンバー一覧】

巻号	発行年月	価格
第12号	2002年３月	無償頒布
第14号	2004年３月	無償頒布
第15号	2005年３月	無償頒布
第16号	2006年３月	１部500円にて販売
第18号	2008年３月	１部700円にて販売
第19号	2009年３月	１部800円にて販売
第20号	2010年３月	１部900円にて販売
第21号	2011年３月	１部900円にて販売
第22号	2012年３月	１部900円にて販売
第23号	2013年３月	１部900円にて販売
第24号	2014年３月	１部900円にて販売
第25号	2015年３月	１部900円にて販売

※　各号の詳しい内容については，歴史資料整備室に来室の上で実物を御確認ください。または，歴史資料整備室ホームページ（http://www.city.kurashiki.okayama.jp/1438.htm）で公開中の目次を御参照ください。上記の一覧は，２０１６年３月時点で頒布・販売用の在庫があるものを示しています。在庫切れの際は御容赦ください。

【頒布・販売場所】

倉敷市真備支所３階の総務課歴史資料整備室にて頒布・販売しております。御来室の上でお求めください。御来室が難しい場合は，郵送も可能です（要送料・代金先払い）。郵送による入手を希望される場合は，電話（086 - 698 - 8151）またはＥメール（hisedit@city.kurashiki.okayama.jp）にてお問い合わせください。入金手続き等について御案内します。なお，最新刊（第２６号）については，倉敷市役所本庁の総務課でも取り扱っております。

編集後記

▽『倉敷の歴史』第二十六号をお届けいたします。御執筆くださった方々には、短期間での御執筆本当にありがとうございました。また、貴重な資料の掲載を御許可くださった方々にも厚くお礼申し上げます。『倉敷の歴史』も二十六号を迎えましたが、市民の皆様方の御支援・御鞭撻のおかげと、厚くお礼申し上げます。本号では、文字を読みやすくするため、表紙の紙を変更しました。

▽本号には、論文二編、ノート二編、聞き書き倉敷の歴史一編、史料紹介一編、史料群紹介一編、アラカルト二編、展示会記録一編、報告二編を収録しました。味読されることで、例年にもまして充実感を得ていただくことを期待しております。

▽平成二十七年度には、総務課歴史資料整備室では、六月に資料展示会「事件でみる倉敷の幕末維新」を開催し、事前に新聞報道がなされたこともあり、四日間で三四四人の方々が御来観されました。同時に実施した歴史資料整備室見学ツアーにも一六六人の方々が参加されました。また、七・八月に古文書解読講座を三回実施し、十月から二月まで毎月歴史資料講座を実施しました。これらは「展示会記録」「報告」で紹介しています。また新規事業として東大橋家文書調査報告会を二月に実施しました。これらの市民参加ができる事業は、市民の皆様の声を反映し、今後ますます充実させるよう努力します。

▽倉敷市総務課歴史資料整備室のホームページを開設しています。事業概要、利用案内、刊行物、主な所蔵歴史資料などについて紹介しています。所蔵する歴史資料の目録をホームページ上で公開しており、順次増やしています。調査・研究の際、事前の検索用に御活用ください。

▽『倉敷の歴史』は、倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会が編集しています。編集実務は総務課歴史資料整備室にて行いました。

▽『倉敷の歴史』第一号から編集に携わってくださり、本号にも史料紹介を寄稿され、聞き書きにも御協力くださった太田健一氏が平成二十八年一月二十三日に逝去されました。謹んで哀悼の意を表します。

▽『倉敷の歴史』第二十六号では、新しい執筆者が二人参加しておられます。第二十七号でも、新しい応募者をお待ちしています。投稿要領にもとづいてふるって御応募ください。（山本・立石・大島）

倉敷の歴史　第26号

・本誌上で寄稿者の責任において述べられた意見および事実の説明は，倉敷市・倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会としての見解を示すものではありません。

平成28年３月31日

編　集　倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会
発　行　倉　敷　市
総務局総務部総務課

〒710-1398　倉敷市真備町箭田1141番地1　総務課歴史資料整備室
電話　086-698-8151
E-mail : hisedit@city.kurashiki.okayama.jp

http://www.city.kurashiki.okayama.jp/1438.htm